

高知県犯罪のない安全安心 まちづくり推進計画(第2次)



平成24年3月

高 知 県

はじめに

犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての県民の願いであるとともに、県民生活の基盤となるものです。

県では、この実現に向けて、平成19年4月に、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」を施行するとともに、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とする「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画(第1次)」を策定し、関係機関や団体などと連携しながら、様々な施策に取り組んでまいりました。



この間、刑法犯の発生件数が年々減少するなど、県内の治安情勢は着実に改善しつつあります。しかしながら、子どもや高齢者が被害者となる事件や、県民の皆様の身近なところで発生する犯罪が後を絶たない状況にあります。

また、少子高齢化や過疎化が進む中での防犯活動の担い手の確保や、南海地震が起きた際の防犯対策など、新たに取り組むべき課題も出てきています。

こうしたことから、このたび、平成24年度からの新たな5年計画として、県民と本県を訪れる人すべてが安全で安心して暮らし、滞在できる高知県をめざす、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画(第2次)」を策定しました。

今後、この計画の取組を着実に実行してまいります。その際には、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る。地域の安全は地域が守る。」という意識を持ち、また県民や事業者などの自主的な活動をさらに活発に展開していただくなど、県民の皆様や事業者の方々などのご協力が不可欠であります。

そのため、行政をはじめ、県民、事業者、地域活動団体が相互に連携し、協力し合いながら、絆で結ばれた安全で安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますよう申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「高知県安全安心まちづくり検討会」の委員の皆様をはじめ、関係機関、団体の皆様に対して、深く感謝を申し上げます。

平成24年3月

高知県知事 尾崎 正直

第2次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」の概要

高知県の現状と課題

1 県民及び地域活動団体の現状

- ・県民の安全・安心への関心度は、17.3% (H22年度県民世論調査)
- ・自主ボランティア団体は、5年間で微増 (H23.2月現在、284団体、13,282人)
- ・地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念 (特に中山間地域は深刻)
- ➡ **県民の関心をさらに高めるとともに、若い世代の地域活動への参画により、既存団体を含めた地域での活動の一層の活性化を図ることが重要**

2 市町村との連携や地域での取組

- ・市町村によって取組にばらつきがあり、地域活動団体の活動への依存度も高い
- ➡ **市町村が主体となる仕組みづくりの支援が必要**
- ・事業者等との見守り協定数は微増 (H23.4月現在、28団体)
- ➡ **地域によって見守り活動等に空白地帯も見受けられることから、見守り協定等によるネットワークの拡充と取組の充実が重要**

3 犯罪や交通事故等の状況

- ・刑法犯の発生件数は、年々減少傾向
- ➡ **身近で不安を感じる街頭犯罪等は全体の40%台を推移し、声かけ事案の対象も約半数が小学生であるなど、まだまだ課題が残る**

※ 刑法犯発生件数の推移

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
全国	2,050,850	1,908,836	1,818,023	1,703,044	1,585,856
高知県	10,952	11,165	10,439	9,751	8,689

※ 声かけ事案の対象別件数

	小学生	中学生	高校生	その他	計
H21年	119	57	84	3	263
H22年	105	43	64	8	220

- ・交通事故発生件数も減少傾向
- ➡ **高齢者の交通事故件数・死者の割合が依然高く、高齢者の交通事故防止対策が喫緊の課題**
- ・少年の非行率は、H21年・H22年と連続して全国ワースト1位
- ➡ **学校や家庭、関係機関がお互いに連携し、少年の規範意識を高める取組が重要**

4 公共の場所等における犯罪の発生状況

- ・刑法犯の発生40.5%は、駐車(輪)場、道路、公園などの公共の場所で発生 (H22年中)
- ➡ **ハード・ソフト両面の対策の継続が必要**
- ・住宅での犯罪のうち75.7%が窃盗犯 (H22年中)
- ➡ **防犯性能の高い設備や部品の普及、外出時の確実な戸締りの励行を進める啓発活動が必要**

5 南海地震等大規模災害の発生に向けた防犯への取組

- ・災害の発生後は、無人家屋や店舗を対象とした窃盗犯が多発する可能性が高い
- ・市町村や防犯活動団体、自主防災組織による防犯の視点に立った取組が進んでいない

計画の基本的な方向

【計画期間：平成24年度から平成28年度の5箇年】

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

【基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める】

- ① 広報・啓発の充実 ② 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供

【基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する】

- ① 広報・啓発の充実
- ② 情報共有の促進
- ③ 防犯活動団体に対する支援
- ④ 防犯活動を担うリーダーの育成
- ⑤ 青色回転灯装備車両運行団体の拡充
- ⑥ 事業者による活動の促進
- ⑦ 高齢者による活動の促進
- ⑧ **幅広い世代の地域活動への参画の促進**

県内高校全てのボランティア団体を結成するなど、若い世代の自主防犯の意識づくりと活動の支援



※大学生ボランティア団体「YCPK」の活動

新設

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

【基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる】

- ① 広報・啓発の充実 ② **全県的な推進体制の強化**
- ③ 市町村に対する支援 ④ 地域における推進体制づくりに対する支援

【基本的方策2 日常生活の場におけるネットワークをつくる】

- ① ネットワークづくり ② 防犯活動団体との連携の促進

「高知県安全安心まちづくり推進会議」構成員の拡充や、活動の一層の活性化によるパワーアップ

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

【基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する】

- ① 児童等の安全の確保のための指針の周知と助言
- ② 安全確保体制づくりの促進 ③ 児童等の見守り活動等の促進
- ④ 児童等への安全教育の充実 ⑤ 防犯環境整備の促進

【基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する】

- ① 広報・啓発の充実 ② 高齢者の見守り活動の推進
- ③ 障害者の見守り活動の推進
- ④ 女性の犯罪被害回避に関する取組

【基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する】

- ① 通学路等の安全確保に関する指針の周知と助言
- ② 児童等の見守り活動の促進 ③ 環境整備の促進

【基本的方策5 観光旅行者等の安全を確保する】

- ① 安全情報の提供 ② 従業員等に対する防犯教育の促進

【基本的方策3 子ども等の安全を確保する】

- ① 広報・啓発の充実 ② **子どもたちを健やかに育てる取組**

「高知県学校・警察連絡制度の適切な運用による警察と学校、保護者が連携した子どもへの支援」を追加

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

【基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園駐車場及び駐輪場を普及する】

- ① 道路等の構造、設備等に関する指針の周知
- ② 道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備

【基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する】

- ① 住宅の構造、設備等に関する指針の周知
- ② 住宅の安全に関する情報の提供 ③ 公営住宅の指針に基づく整備

【基本的方策3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する】

- ① 金融機関に対する啓発 ② 深夜小売店舗に対する啓発

新設

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

【基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する】

- ① 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 ② 発生前の備え及び発生後の対応への支援

【基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する】

- ① 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 ② 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ



※青色回転灯装備車両による活動

県民と本県を訪れる人すべてが安全で安心して暮らし、滞在できる高知県

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
第1	計画策定の趣旨	1
第2	県民の意見の反映	1
第3	計画の期間	1
第4	数値目標の設定	2
第5	進行管理	2
第2章	計画策定の背景	
第1	高知県の現状	3
第2	第1次計画の成果と課題等	9
第3	これからの課題	28
第3章	計画の目標及び基本的な方向	
第1	計画の基本目標	30
第2	計画の基本的な方向	30
第4章	具体的な取組事項	
第1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する(重点目標1)	34
第2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める(重点目標2)	39
第3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する(重点目標3)	42
第4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する(重点目標4)	51
第5	南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する(重点目標5)	54
第5章	数値目標	
第1	目標数値	56
第2	状況確認指標	57
【参考資料】		
1	高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例	59
2	高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例に基づく指針	
(1)	「学校等における児童等の安全の確保のための指針」	65
(2)	「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」	68
(3)	「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」	71
(4)	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」	75
3	高知県安全安心まちづくり検討会等の開催状況	
(1)	高知県安全安心まちづくり検討会 委員名簿	84
(2)	高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議 委員名簿	84
(3)	検討会及び庁内推進会議の開催状況	85

※本計画に記載する担当課名は、平成24年度のものです。

第1章 計画の基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、人と人との絆を大切にして互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切です。

このような地域社会を築くために、県民の皆さんと事業者、地域で活動する団体、行政が力を合わせて犯罪のない安全安心まちづくり^{※1}を進めることを基本として、県では、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」（平成19年3月23日高知県条例第9号、以下「条例」といいます。）を制定し、平成19年4月1日に施行しました。

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画は、条例第12条に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的、かつ計画的に進めるための県の行動計画です。

県は、この計画に基づき、知事部局、教育委員会、警察が連携して、県民の防犯意識の向上や子ども、高齢者等の安全確保などに取り組んできましたが、このたび、第1次計画の計画期間が平成23年度をもって終了することから、犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題などを踏まえ、新たに計画（以下、「第2次計画」という。）を策定するものです。

第2 県民の意見の反映

この計画は、安全安心まちづくりに関する知識を有し、またその活動に尽力されている団体や個人から構成される「高知県安全安心まちづくり検討会」と、パブリック・コメントにより県民の皆さんからのご意見などをいただいて策定しました。

第3 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

※1 犯罪のない安全安心まちづくり…条例第2条に規定する

(1)地域社会における県民、事業者及び地域活動団体による犯罪の防止のための自主的な活動

(2)県、市町村及び県民等(県民、事業者及び地域活動団体)による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備(啓発、情報の提供等を含みます。)

をいいます。

第4 数値目標の設定

計画期間における取組の到達点を数値で明らかにした「数値目標」を設定し、取組の効果測定するとともに適切な評価・検証につなげていきます。

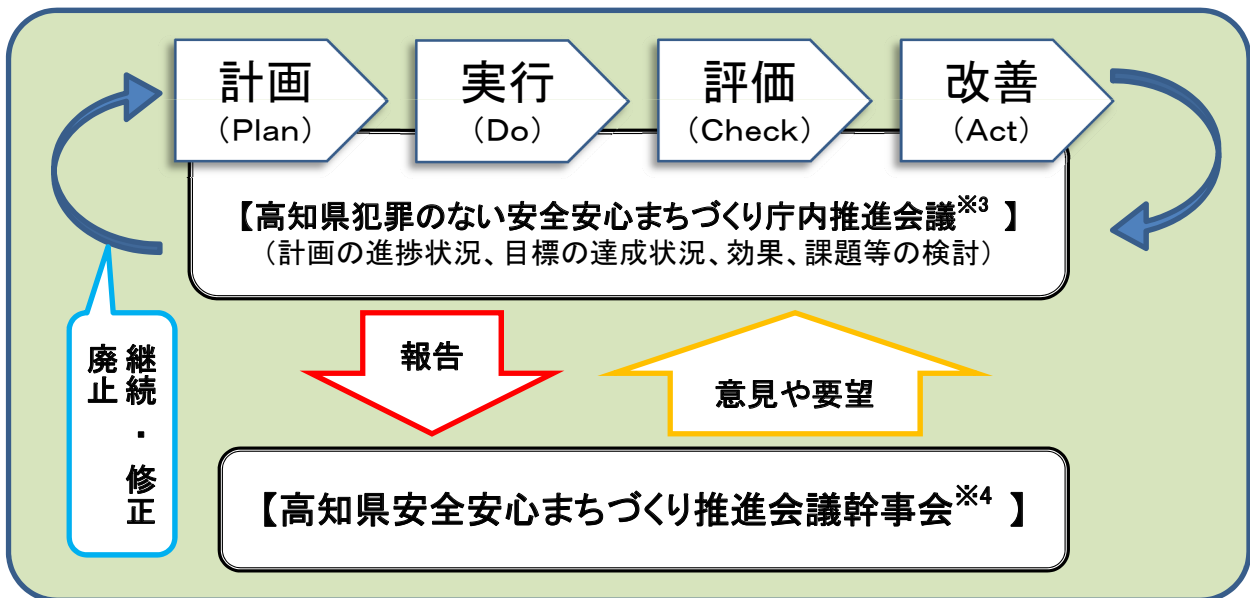
また、取組を進めるうえで、状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」を設定します。

第5 進行管理

この計画の進行管理は、PDCAサイクル^{※2}によって、計画の目的や目標に向けた取組を着実に進めます。

また、計画に基づく取組の実施状況、「数値目標」及び「状況確認指標」の達成状況は、毎年度取りまとめて公表します。

図1 PDCAサイクルのイメージ図



※2 PDCAサイクル … 計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、最後のActではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回のPlanに結び付けていくものです。

※3 高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議 … 犯罪のない安全安心まちづくりを全庁あげて総合的、かつ効果的に推進するため、県の知事部局と高知県教育委員会、高知県警察本部の関係課室で構成されている会議です。

※4 高知県安全安心まちづくり推進会議幹事会 … 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例第11条に基づいて設置された高知県安全安心まちづくり推進会議の円滑な運営を図るために設置された会議です。

第2章 計画策定の背景

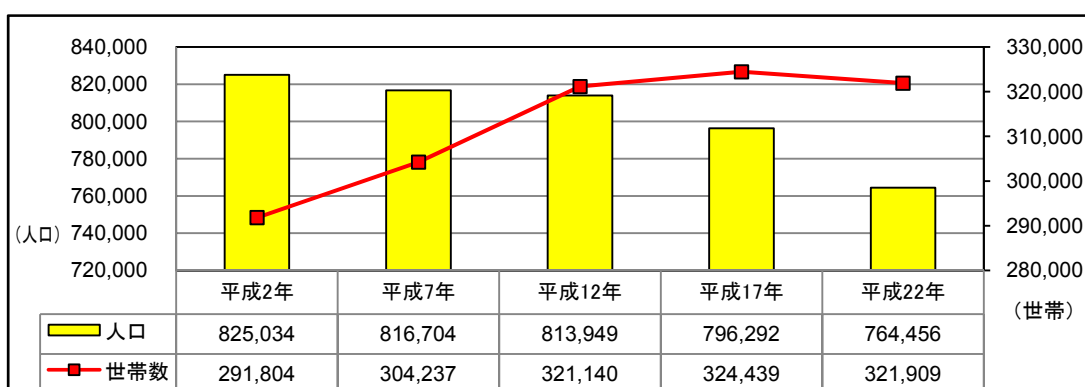
第1 高知県の現状

1 人口減少の進行

平成22年国勢調査によると、本県の人口は、平成17年調査時の796,292人より31,836人減少した764,456人です。

人口減少率は、4.0%で、この数値は、昭和40年の4.9%に次ぐ、2番目の高さとなっており、今後の高知県にとって厳しい数値といえます。

図2 高知県の人口と世帯数の推移



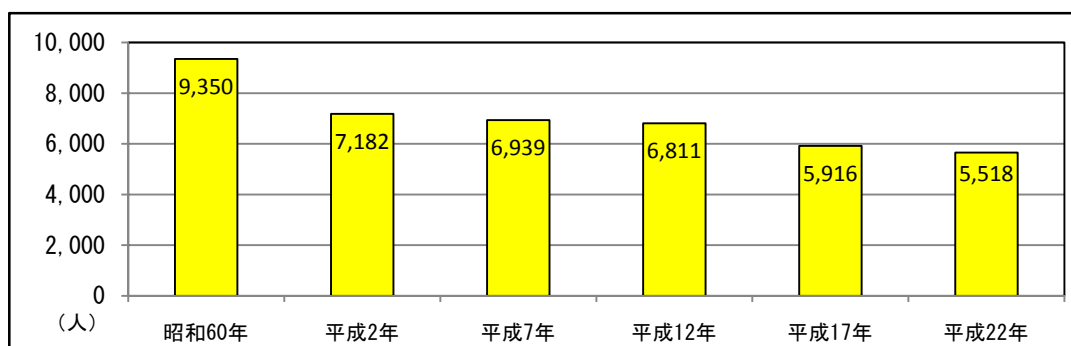
出典：厚生労働省「人口動態調査」

2 少子高齢化の進行

本県の出生数は、平成21年に過去最低の5,415人、平成22年に5,518人とやや盛り返しましたが、減少傾向に変わりなく厳しい状態が続いています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の統計によると、本県の高齢化率^{※5}は、平成22年に28.8%で、全国平均より10年先行していると言われ、今後もより一層高齢化が進むことが推計されています。

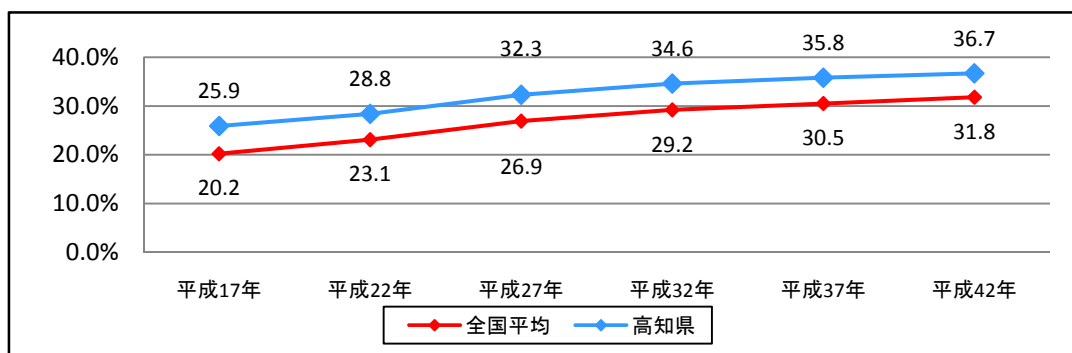
図3 高知県の出生数の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」

※5 高齢化率・・・65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。

図4 高知県と全国の高齢化率(高齢人口の割合)の推移と推計



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

3 県民の意識調査

県では、県政に対しての関心や意見などを把握し、その結果を県政運営の基礎資料とするために、毎年度「県民世論調査」を実施しています。

平成21年度から平成22年度までの調査では、安全・安心の確保や地域活動に関する県民の関心度は必ずしも高いといえず、今後の課題も浮き彫りとなりました。

(1) 安全・安心に関する意見(平成22年度調査)

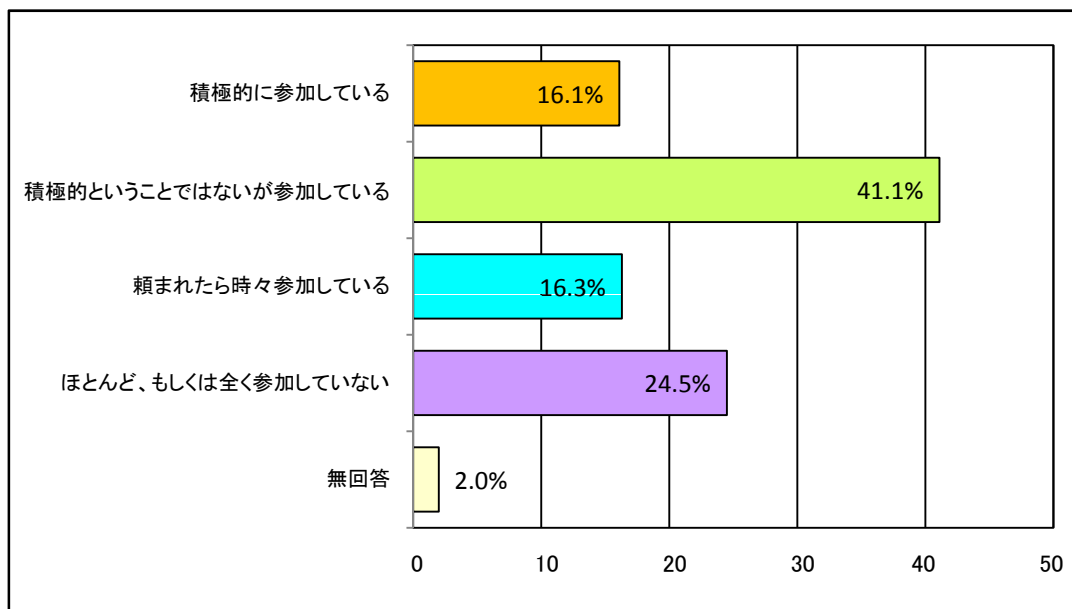
- (問) 県民全体の幸福感を高める観点から、県が力を入れていくべき主な取組(21項目)は、何だと思えますか?(5つ回答可)
- (結果) 「犯罪や交通事故の少ない、安全な社会づくり」は、21項目中8番目と上位にありますが、回答比率は20%を下回っており、決して関心度が高いものではありませんでした。

	回答項目	回答比率
1	雇用の安定の確保	62.1%
2	高齢者が生きがいを持ち、安心して生活できる地域づくり	55.0%
3	安心して子どもを産み育てることができる社会の実現	54.2%
4	地場産業の活性化や技術の高度化による新しい産業の振興	48.1%
5	質の高い医療サービスの提供	41.7%
6	南海地震や台風などに備える災害対策	27.5%
7	質の高い教育を受ける機会の確保	19.7%
8	犯罪や交通事故の少ない、安全な社会づくり	17.3%
9	道路の整備など交通基盤の充実	15.5%
10	将来の高知県を担う人づくり	14.9%

(2) 地域活動への参加（平成21年度調査）

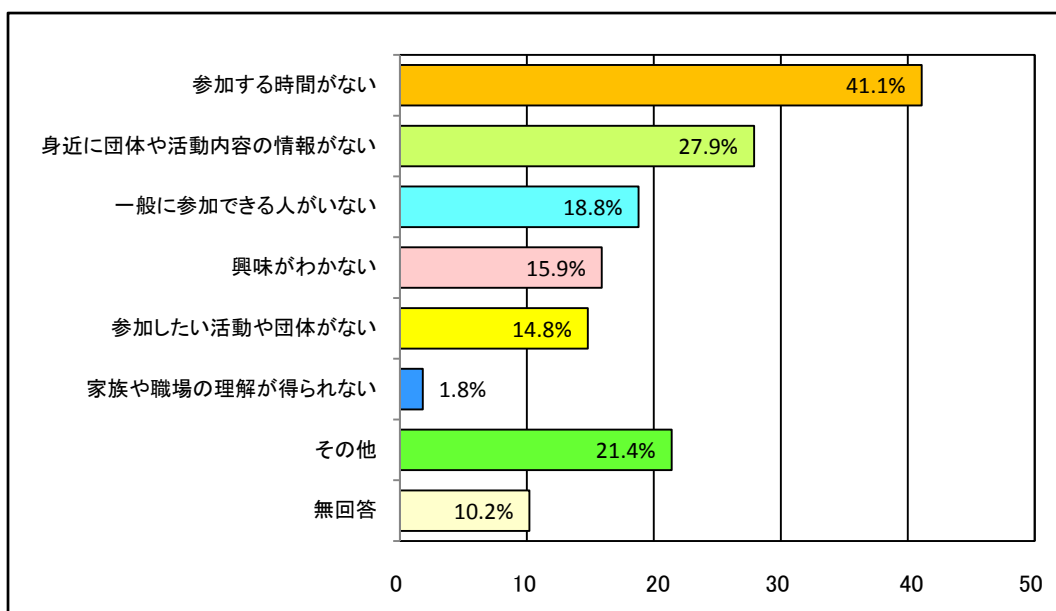
（問） あなたは現在、どの程度地域での活動に参加していますか？

（結果） 7割以上の方が、少しでも地域活動に参加しているという回答でした。



（問） 参加していないと答えた理由は、どんなことですか？

（結果） 「時間がない」と答えた方が多い中、身近な団体の情報が入らないという方も多いことが分かりました。

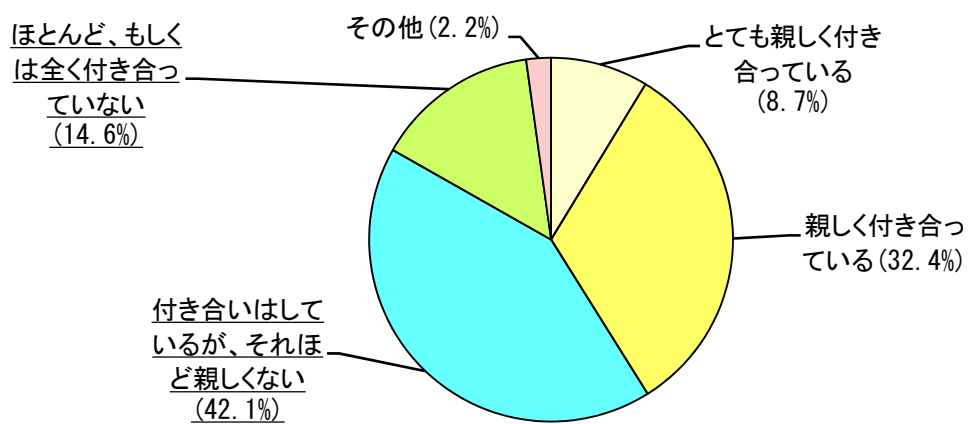


(3) 地域の支え合い力の弱体化

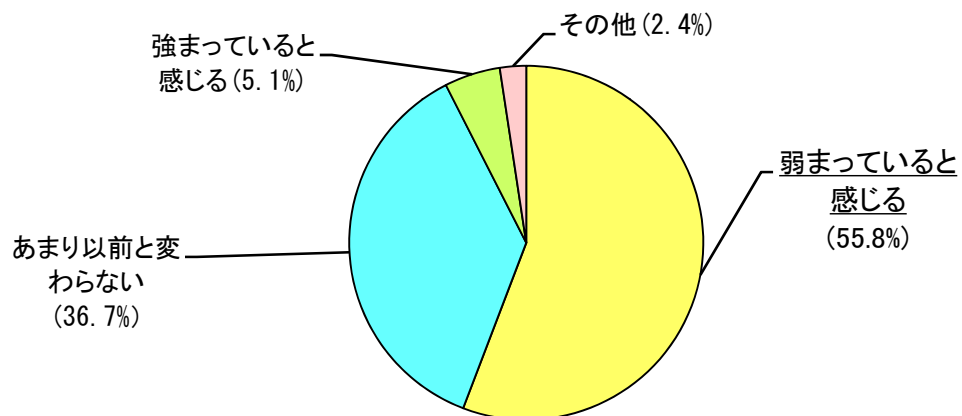
平成21年度の調査によると、近所付き合いの程度に関する設問に対して、近所付き合いが薄れているという回答が半数以上の56.7%でした。

また、地域の支え合いの力が弱まっていると感じる方も55.8%と、半数以上を占めていることが分かりました。

(問) あなたは、現在どの程度近所付き合いをしていますか？
 (結果) 近所付き合いが薄れている回答が半数以上の56.7%となっています。



(問) 地域の支え合いの力は以前と比べてどうなっていると感じますか？
 (結果) 地域の支え合いの力が弱まっていると感じる方が55.8%と半数以上を占めています。



4 南海地震等大規模災害に向けた対応

(1) 本県の取組

県では、今後30年間で60%程度の確率で発生するといわれている南海地震について各種の対策を進めてきましたが、平成23年3月に起きた東日本大震災の発生を受けて、これまでの取組を再度検証して、あらゆる方面の施策を見直すこととなりました。

ひとたび災害が発生すれば、東日本大震災の例を見るまでもなく、災害に便乗した犯罪やデマ情報などによる二次的な被害も予想されます。

そこで、災害の発生により起こりうる犯罪等の被害から県民を守るため、地域活動団体等の活性化や自主防災組織^{※6}との連携の強化など、大規模災害の発生にも備えた取組を行う必要があります。

表1 自主防災組織の結成数(平成23年4月1日現在)

	県全世帯数	県全体の自主防災組織	津波浸水予想地域の自主防災組織	それ以外の地域の自主防災組織
世帯数	348,793	236,097	91,777	144,320
結成組織数		2,048	655	1,393
組織率(%)		67.7	67.2	68.0

出典:高知県南海地震対策課調べ

(2) 東日本大震災の発生と犯罪情勢

東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸地域が地震とこれに伴う津波により甚大な被害を受けました。

また、被災地では、災害に便乗した犯罪や原子力発電所の事故に起因した風評被害、デマ情報などが被災後に多数発生し、被災住民だけでなく、全国民に大きな混乱を生じさせました。

被災3県^{※7}における犯罪情勢は、刑法犯の発生そのものは減少しているものの、窃盗犯の中で、無人となった民家や商店を狙った侵入盗が増加し、発生直後には、放置車両等からガソリンの抜き取りや、ガソリンスタンドでの給油をめぐるトラブルも発生しています。

※6 自主防災組織・・・災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第5条第2項に規定する自主防災組織をいいます。

※7 被災3県・・・平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、特に大きく被災した岩手県、宮城県、福島県の3県をいいます。

表2 被災3県における刑法犯認知状況

(単位:人)

	H22年3月から6月	H23年3月から6月	増 減
刑 法 犯 認 知 総 数	17,185	14,088	-3,097
凶 悪 犯	100	68	-32
粗 暴 犯	654	542	-112
窃 盗 犯	12,826	11,132	-1,694
（ 侵 入 盗 ）	1,880	2,161	+281
（ 非 侵 入 盗 ）	6,858	5,428	-1,430
（ 乗 り 物 盗 ）	4,088	3,543	-545
知 能 犯	600	328	-272
風 俗 犯	134	86	-48
そ の 他	2,871	1,932	-939

出典:警察庁ホームページより



東日本大震災で被災した常磐線坂元駅



東日本大震災で被災した山元町



被災地で活動する本県警察官



第2 第1次計画の成果と課題等

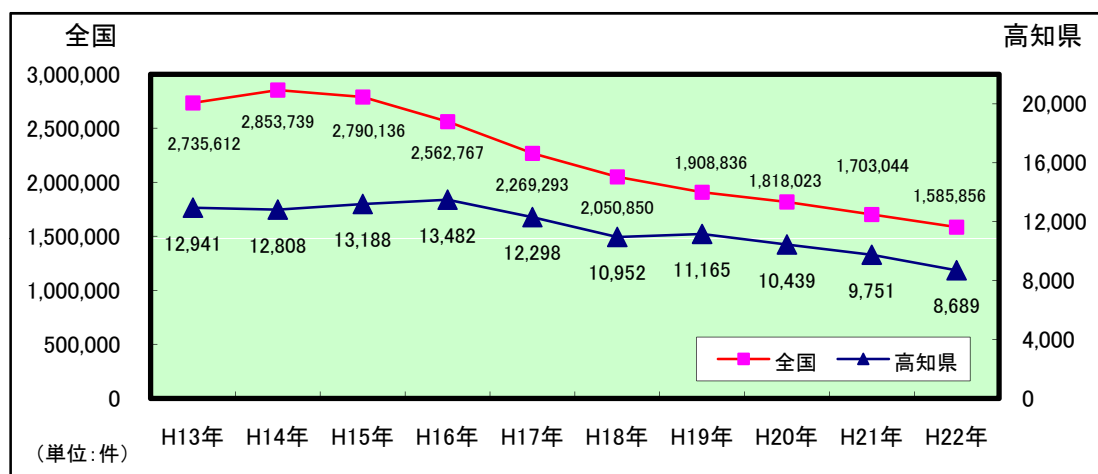
1 県内の犯罪等の情勢

(1) 刑法犯の発生状況

本県における近年の刑法犯発生件数は、平成16年を境に6年連続して減少しています。また、平成22年中の件数は、8,689件で、昭和54年以来30年ぶりに1万件を割った平成21年をさらに下回って減少しました。

減少した要因としては、刑法犯の大部分を占める窃盗犯のほか、知能犯の発生件数が減っており、これは、県民の防犯意識の向上と事業者や地域活動団体等による取組の結果によるところが大きいと考えられます。

図5 刑法犯発生件数の推移(10年間)



出典:高知県警察犯罪統計資料

表3 罪種別件数の推移

(単位:件)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
凶悪犯(殺人、強盗等)	60	52	36	25
粗暴犯(暴行、傷害、脅迫等)	302	264	241	258
窃盗犯	8,693	8,168	7,615	6,789
風俗犯(強制わいせつ、賭博等)	53	60	41	53
知能犯(詐欺、横領等)	360	468	364	247
その他	1,697	1,427	1,454	1,317

出典:高知県警察犯罪統計資料

(2) 子ども・高齢者の被害状況

刑法犯発生件数のうち、子どもや高齢者が被害者となる犯罪は、平成19年以降減少傾向で、特に窃盗犯の被害が減ってきていることが大きな要因となっています。

しかしながら、刑法犯に占める割合は、高齢者が10%前後で推移していますが、子どもが増加傾向にあります。

子どもや高齢者の被害は、件数自体が減っているとはいえ、窃盗犯以外では増減を繰り返していることから、窃盗犯以外の犯罪についても被害防止に向けた取組が必要です。

表4 子ども・高齢者の被害状況

(単位:件)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
刑法犯発生件数		11,165	10,439	9,751	8,689
子ども	凶悪犯	6	7	4	6
	粗暴犯	87	85	57	78
	窃盗犯	2,415	2,287	2,177	2,026
	知能犯	16	15	19	10
	風俗犯	25	30	27	30
	その他の刑法犯	56	75	148	137
	計	2,605	2,499	2,432	2,287
	刑法犯に占める割合(%)	23.3	23.9	24.9	26.3
高齢者	凶悪犯	12	12	6	5
	粗暴犯	22	10	24	13
	窃盗犯	855	830	741	717
	知能犯	40	69	50	25
	風俗犯	1	0	0	0
	その他の刑法犯	161	123	112	113
	計	1,091	1,044	933	873
	刑法犯に占める割合(%)	9.8	10.0	9.6	10.0

出典:高知県警察犯罪統計資料

(3) 街頭犯罪等^{※8}の状況

県民の身近なところで発生し、不安感の高い街頭犯罪等は、刑法犯の発生件数と同様に減少しています。しかし、刑法犯に占める割合は、常に40%台と高い数値で推移しており、中でも自転車盗や車上狙いなどの窃盗犯の発生が多いことが特徴です。

表5 街頭犯罪等の推移

(単位:件)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
刑法犯発生件数		11,165	10,439	9,751	8,689
侵入盗	空き巣	218	243	194	158
	忍込み	102	34	149	54
	居空き	51	28	27	32
乗り物盗	自動車盗	62	46	36	21
	オートバイ盗	813	713	803	433
	自転車盗	2,764	2,709	2,512	2,472
非侵入盗	ひったくり	35	46	75	41
	車上狙い	728	619	602	566
	自動販売機狙い	148	134	85	55
わいせつ	強制わいせつ	45	40	33	31
計		4,966	4,612	4,516	3,863
刑法犯に占める割合(%)		44.5	44.2	46.3	44.5

出典:高知県警察の犯罪統計資料

※8 街頭犯罪等・・・県民の身近で発生して、しかも不安感の高い犯罪として

- (1)道路や駅、駐車場、公園など公共の場所で発生する強制わいせつ、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり、自動販売機ねらい
- (2)家屋などに侵入して行われる空き巣や忍込み、居空きを街頭犯罪等といいます。高知県では、この10罪種を街頭犯罪等に指定して警戒、取締りを強化しています。

(4) 侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)の被害状況(平成22年中)

平成22年中に発生した住宅を対象とする空き巣や忍込み、居空きの被害は、その多くが鍵の掛かっていない玄関や窓から侵入されたものでした。また、無締り以外では、合鍵を使ったものや窓ガラスなどを壊して侵入されているものもあります。

そのため、外出時の確実な戸締りや防犯性の高い住宅機器の普及を進めることが必要です。

表6 侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)の被害状況(平成22年中)

(単位:件)

		戸建住宅	中高層住宅	その他の住宅	計
侵入盗の種別	空き巣	118	17	23	158
	忍込み	43	1	10	54
	居空き	26	2	4	32
侵入状況	施錠開け	5	7	4	16
	ドア錠破り	2	0	0	2
	ガラス破り	9	2	5	16
	無締り	152	7	24	183
	その他	19	4	4	27
	計	187	20	37	244

出典:高知県警察犯罪統計資料

(5) 乗り物盗・車上ねらいの被害状況(平成22年中)

平成22年中に発生した乗り物盗や車上ねらいの被害は、オートバイ盗や自転車盗、車上ねらいの半数以上が鍵を掛けていない時に被害に遭っています。

これらの被害は、そのほとんどが鍵をかけてさえいれば、被害を防げた可能性が高いことから、県民に対して、確実に施錠をする習慣を意識づけるような取組が必要となります。

表7 乗り物盗・車上ねらいの施錠状況(平成22年中)

(単位:件)

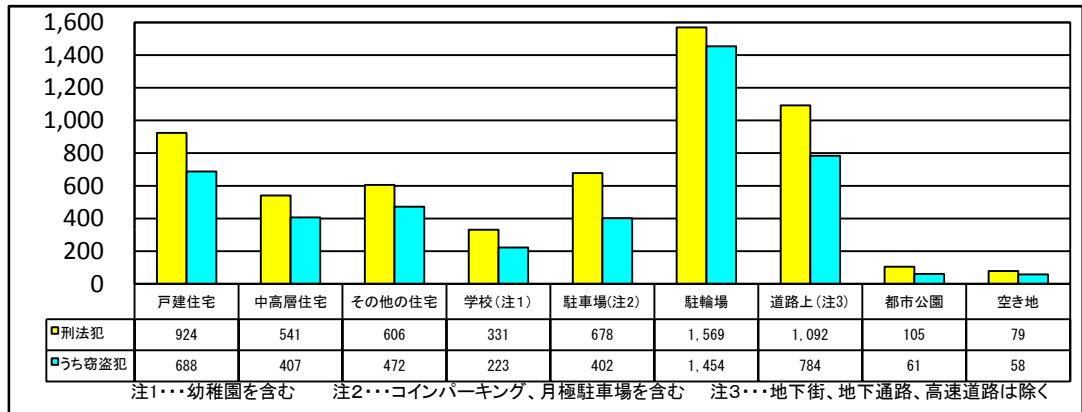
	件数	施錠あり	施錠なし	無施錠率(%)
自動車盗	21	15	6	28.6
オートバイ盗	433	68	365	84.3
自転車盗	2,472	921	1,551	62.7
車上ねらい	566	96	470	83.0
計	3,492	1,100	2,392	68.5

出典:高知県警察犯罪統計資料

(6) 刑法犯の場所別発生状況(平成22年中)

平成22年中の刑法犯の発生場所は、40.5%が駐車(輪)場、道路、公園、空き地といった公共の場所で多発しており、住宅での発生も全体の23.8%でした。
また、いずれの場所も窃盗犯の発生が多いことが特徴です。

図6 刑法犯の場所別発生状況(平成22年中)



出典:高知県警察犯罪統計資料

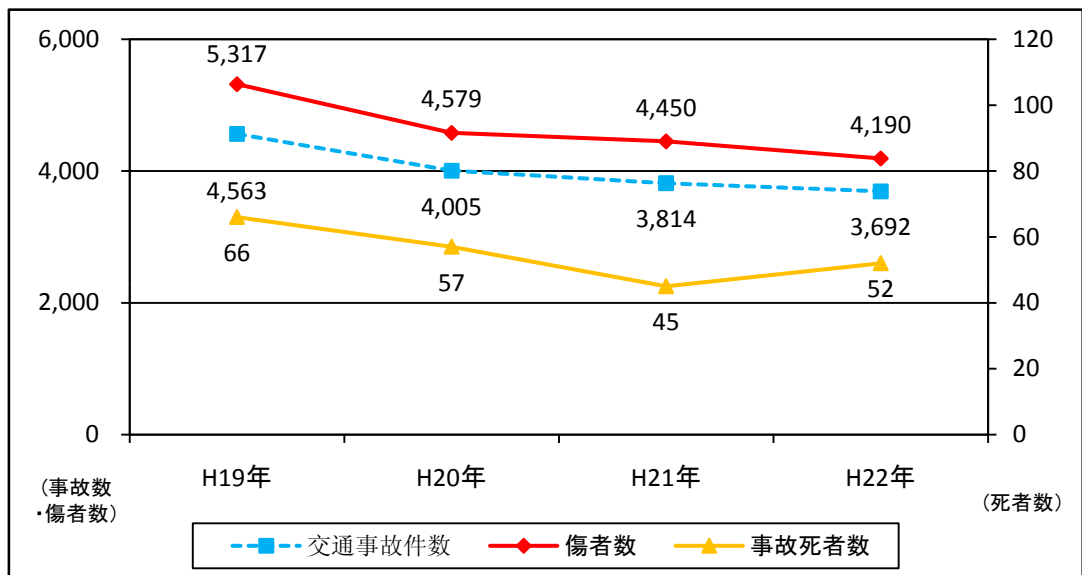
(7) 交通事故の発生状況

ア 事故件数等の推移

県内の交通事故は、発生件数、傷者ともに減少傾向にあります。

しかしながら、事故死者数は、平成21年まで減少していたところ、平成22年に増加するという結果となりました。

図7 交通事故の発生状況



出典:高知県警察交通白書

イ 高齢者の交通事故

高齢者が関わる交通事故は、平成21年まで発生件数と死者が減少していましたが、平成22年に増加しました。対して傷者は、平成21年に一旦増えたものの、平成22年に減少して900人を下回っています。

また、死亡事故を状態別で見ますと、半数以上が歩行中や自転車の運転中に事故に遭っています。高齢者の事故死者は、平成21年以降30人を下回っていますが、平成21年を除くと、全事故死者数に占める割合がいずれも高いことから、高齢者の交通事故を防止する取組が急務です。

表8 高齢者事故の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
件数 (件)	1,508	1,318	1,291	1,306
傷者 (人)	1,044	921	951	843
死者 (人)	34	35	15	28
全事故死者数に占める高齢者の割合(%)	51.5	61.4	33.3	53.8

出典: 高知県警察交通白書

表9 高齢者死亡事故の状態別推移

(単位: 人)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
歩行者	横断中	14	12	4	12	
	通行中	3	3	1	4	
自転車運転中		6	3	3	7	
車両	運転中	第一当事者 ^{※9}	8	12	5	5
		第二当事者 ^{※10}	1	1	2	0
	同乗者	2	4	0	0	
計		34	35	15	28	

出典: 高知県警察交通白書

※9 第一当事者 …交通事故について、その事故の原因となった違反(過失)がより重い当事者、または違反(過失)が同程度の場合には被害がより小さい方の当事者。

※10 第二当事者 …事故の原因となった違反(過失)のないものか、違反(過失)がより軽いか、または違反(過失)が同程度の場合には被害がより大きい方の当事者。

ウ 子どもの交通事故

中学生以下の子どもが関わる交通事故は、発生件数・傷者とも減少している中、残念なことに平成21年に1名、平成22年も1名が亡くなっています。

一方、若年者のうち、16歳から19歳までの子どもは、平成22年に傷者が少し増えていますが、全体として減少傾向にあり、死亡事故も平成21年・22年ともに発生がありません。

子どもの死亡事故は、高齢者と比べて件数は少ないものの、毎年発生していることから、高齢者と同様に、子どもに対する取組も必要です。

表10 子ども(中学生以下)が関わる事故推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
件数 (件)	308	275	252	217
傷者 (人)	331	283	260	230
死者 (人)	0	0	1	1
死者の事故原因			自転車安全不確認	歩行者飛び出し

出典: 高知県警察交通白書

表11 若年者(16歳以上19歳以下)が関わる事故推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
件数 (件)	427	395	357	337	
傷者 (人)	354	341	281	285	
死者 (人)	4	3	0	0	
態 様	自転車運転中 (人)	1	1	0	0
	普通車運転中 (人)	1	0	0	0
	二輪車運転中 (人)	2	1	0	0
	二輪車同乗 (人)	0	1	0	0
死者の事故原因	速度超過 通行区分など	安全運転義務 違反			

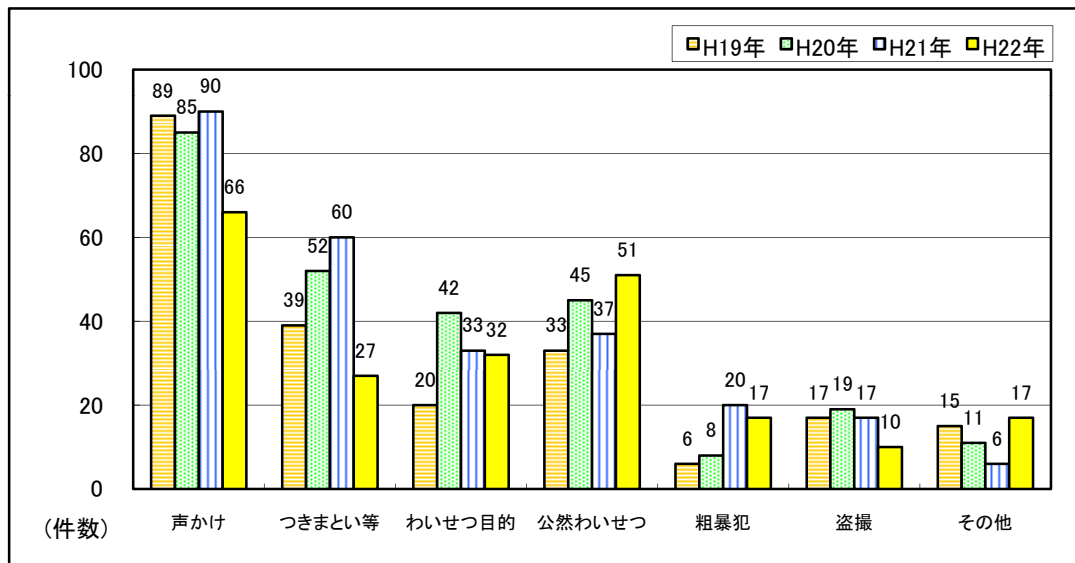
出典: 高知県警察交通白書

(8) 子どもに対する声かけ事案

子どもに対する声かけ事案は、過去4年間で「声かけ」が一番多く発生しており、特に誘拐や性犯罪の前兆とみられる「声かけ」や「つきまとい等」、「わいせつ目的」の3つの行為が全体の半数以上を占めています。

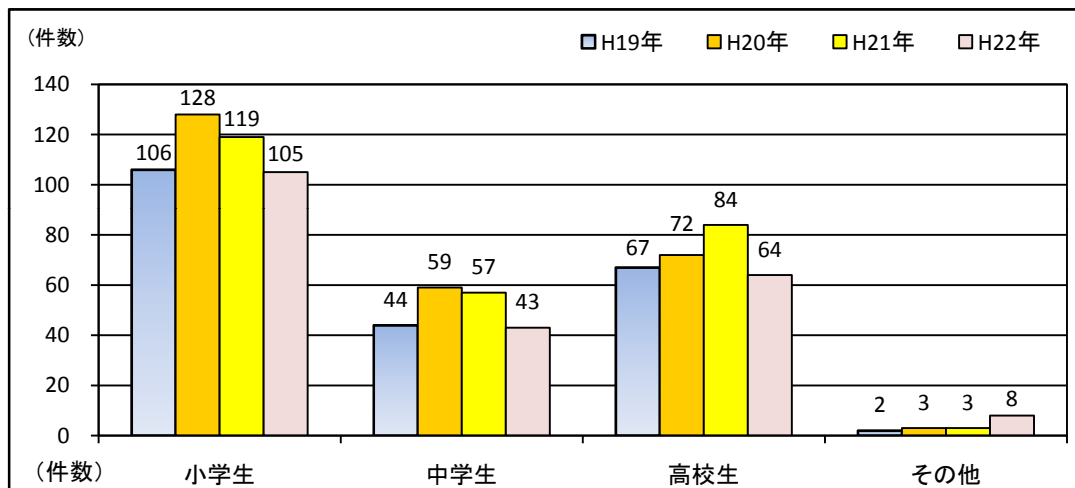
また、対象別では、小学生に対する発生が多く、発生件数こそ年々減少しているものの、子どもたちにとっては、まだまだ安全とはいえない状況です。

図8 声かけ事案の発生状況の推移(4年間)



出典:高知県警察生活安全企画課調べ

図9 対象別件数



出典:高知県警察生活安全企画課調べ

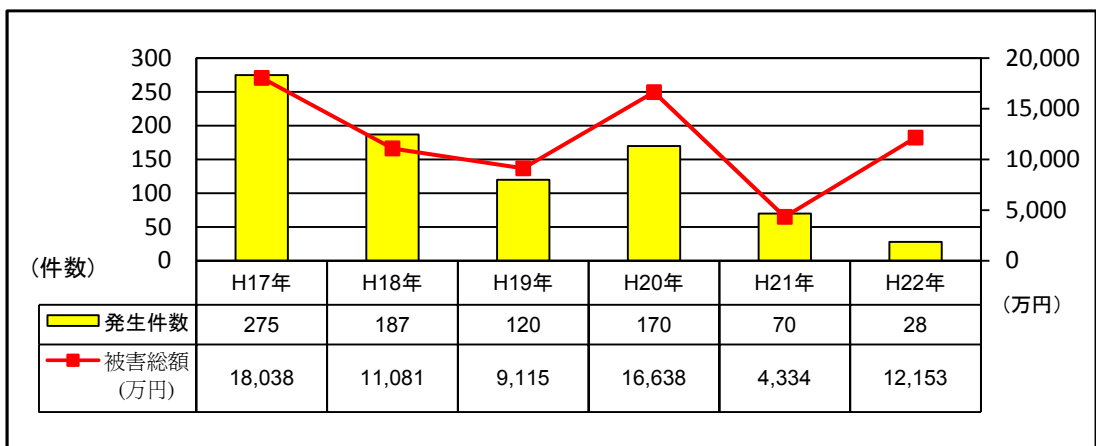
(9) 振り込め詐欺^{※11} の発生状況

振り込め詐欺の発生は、平成17年をピークに減少傾向にあり、平成20年にやや増加したものの、その後減少に転じています。

一方、被害総額は、平成21年まで発生件数と同じ軌跡をたどっていましたが、平成22年は件数が減っているにもかかわらず、一部で非常に高額な被害に遭っている事例がありましたので、被害総額が増加しました。

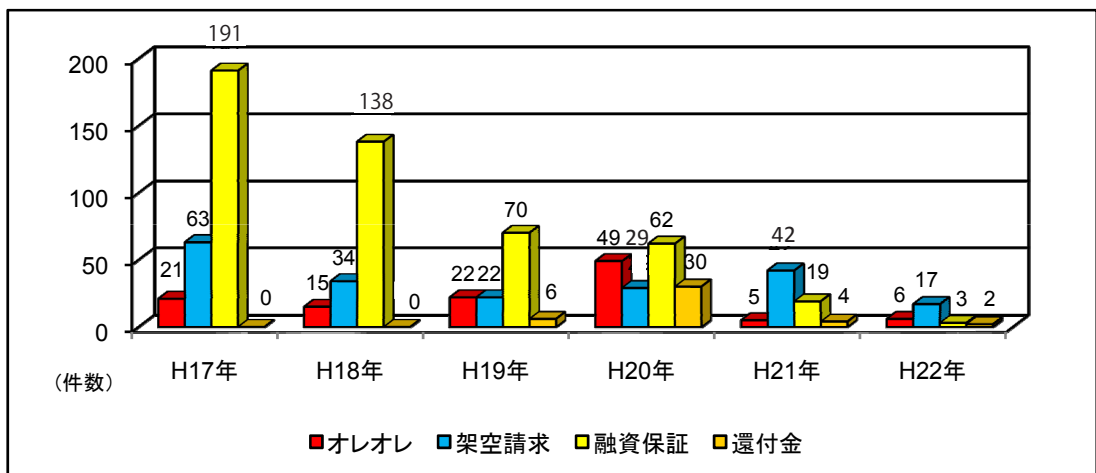
振り込め詐欺は、次から次へと新しい手口が編み出され、1回の被害金額も高額になる傾向があるので、被害に遭わないような取組を行う必要があります。

図10 振り込め詐欺の発生状況



出典：高知県警察捜査二課調べ

図11 手口別発生状況



出典：高知県警察捜査二課調べ

※11 振り込め詐欺・・・オレオレ詐欺(恐喝)、架空請求詐欺(恐喝)、融資保証詐欺、還付金詐欺の総称です。

(10) DV^{※12}・虐待事案

ア 配偶者からの暴力の相談等

高知県女性相談支援センター^{※13}に寄せられるDV相談の件数は、年々増加しています。また、一時保護では、DVを理由とするものが全実施数の6～7割を占めています。

DV事案は、被害者のみならず、DVのある家庭の子どもにも大きな影響を与えることから、行政や関係機関、民間支援団体等の連携による継続的な取組が必要です。

表12 DV相談の受理状況

(単位:件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談件数	1,488	1,738	1,601	1,631
うちDVの相談	322	381	459	632
一時保護の実施	87	83	91	82
うちDVIによるもの	57	57	62	59

出典:高知県女性相談支援センター資料

イ 児童虐待の相談・通報状況

平成22年度中に児童相談所が受けた虐待通告や相談は、312件で、そのうち142件が後の調査で虐待と認定されています。

虐待の種別は、身体的虐待が67件と一番多く、次いでネグレクト(育児放棄)、心理的虐待^{※14}、性的虐待という結果でした。なお、虐待者の別では、実母が68件と一番多く、次いで実父、実父以外の父親の順でした。

児童虐待と認定した件数は、平成22年度の155件より減少しているものの、相談の受付は増加しているなど地域社会の関心も高いことから、今後も通告や相談を受けてからの素早い対応が重要であると言えます。

※12 DV…ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力。

「配偶者」には、元配偶者や事実婚にある者を含みます。

※13 高知県女性相談支援センター…「売春防止法」に基づく要保護女子の転落の未然防止と保護更生、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく被害者の早期発見や必要な相談、調査・指導、一時保護などを行う機関です。

※14 心理的虐待…著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。例えば、言葉による暴力、一方的な恫喝、無視や拒否、否定、自尊心を踏みにじる行為など。

表13 児童虐待の発生状況(平成22年度)

児童虐待相談受付件数		312件
うち虐待と認定した件数		142件
虐待の種別	身体的虐待	67件(47.2%)
	ネグレクト(育児放棄)	44件(31.0%)
	心理的虐待	25件(17.6%)
	性的虐待	6件(4.2%)

出典:高知県児童相談所資料

ウ 高齢者虐待の相談・通報状況

平成22年度中に受けた高齢者虐待の相談や通報件数のうち、要介護施設従事者によるものは10件で、そのうち虐待事実が確認されたのは2件でした。

また、養護者によるものは、相談等の件数が230件で、前年と比べて26件増加しているものの、虐待事実が確認されたのは116件と前年から2件減少しています。

虐待の種別は、それぞれ身体的虐待が一番多く、そのほか養護者による虐待では、心理的虐待や介護等放棄、経済的虐待^{※15}が前年より減少しているものの、まだまだ多い状態です。

これら高齢者虐待は、虐待者が被虐待者の子どもである場合が多く、虐待する側もされる側も虐待の事実を隠す傾向にあり、潜在的なケースも多いと考えられることから、行政や関係機関、地域住民との連携による継続的な取組が必要となります。

表14 高齢者虐待の発生状況(平成22年度)

(単位:件)

		要介護施設従事者等による虐待		養護者による虐待	
		平成22年度	(前年比)	平成22年度	(前年比)
相談・通報件数		10	+1	230	+26
虐待の事実が認められた件数		2	0	116	-2
虐待の種別	身体的虐待	2	0	74	+8
	介護等放棄	1	+1	30	-10
	心理的虐待	1	0	45	-6
	性的虐待	0	-1	0	0
	経済的虐待	0	0	29	-15

出典:高知県高齢者福祉課資料

※15 経済的虐待・・・年金や預貯金、財産を横取りされたり、あるいは不正に使用されたりすることにより経済的に負担を強いられること。

(11) 少年の非行状況

刑法犯少年^{※16}の検挙人員は、年々減少していましたが、平成22年には増加しており、特に本県は少年の非行率^{※17}が非常に高く、平成21年・平成22年は連続してワースト1位という残念な結果となりました。

このように、少年の非行問題は深刻であり、これまで非行防止教室や社会参加活動などに取り組んできましたが、今後は、県や警察、教育関係機関、保護者とがお互いに協力し合い、少年の規範意識の向上やケアサポート、非行を起こしにくい環境づくりなどの取組を強化する必要があります。

表15 刑法犯少年の検挙・非行率の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
刑法犯少年の検挙人員 (人)	990	959	955	1,039
本県の非行率 (%)	9.9	10.0	10.6	11.2
全国の非行率 (%)	7.1	6.4	6.4	5.8
非行率の全国順位 (位)	3	2	1	1

出典：高知県警察少年課調べ

※16 刑法犯少年・・・刑法に定められた罪を犯した犯罪少年(14歳以上20歳未満の少年)及び触法少年(14歳未満の少年)をいいます。

※17 非行率・・・少年人口1,000人当たりにおける検挙・補導少年の割合。

2 第1次計画の指標と状況確認指標

第1次計画では

- 重点目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体^{※18}による自主的な活動を促進する」
- 重点目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」
- 重点目標3 「高齢者、障害者、女性、子どもの安全を確保する」
- 重点目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」

という4つの目標を掲げ、さらに可能なものについて

- ・計画の取組を数値で目標化した「指標」
- ・取組状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」

をそれぞれ設定し、取組の効果の評価や検証をすることとしています。

(1) 「指標」の状況

平成23年3月末現在において、目標として掲げた「指標」の結果は、次のとおりです。

ア 「県民一人ひとりの防犯意識を高める」取組について

(平成23年3月末現在)

取組内容	数値目標	実績	達成率
あんしんFメール ^{※17} 登録者数	12,000名	8,666名	72.2%

県民一人ひとりの防犯意識を高めるため、あんしんFメールの登録を進めてきたところ、平成23年3月末の登録者数は8,666名（達成率72.2%）でした。

しかし、あんしんFメールに関する加入促進の広報の不足などから、現在伸び悩みの傾向にあり、今後は登録者の加入を促すよう広報等による働きかけを強化することが課題となります。

※18 地域活動団体…自治体、老人クラブなどの高齢者団体、婦人会などの女性団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいいます。

※19 あんしんFメール…警察が把握した子どもに不安を与える声かけやつきまといなどのいわゆる不審者情報やひったくり、路上でのわいせつ行為など身近な犯罪情報を警察本部のファクシミリ、あるいは県民の皆さんが登録した携帯電話にメールで提供するものです。

イ 「県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」の取組について

(平成23年3月末現在)

取組内容	数値目標	実績	達成率
防犯活動団体 ^{※20} の活動内容等の公表件数	100件	45件	45.0%
青色回転灯装備車両 ^{※21} 運行団体数	70団体	70団体	100%

県民、事業者、地域活動団体の自主的な活動を促進するため

- ・ 防犯活動団体の活動内容等の公表
- ・ 青色回転灯装備車両運行団体の拡充

などの取組を実施しました。

「防犯活動団体の活動内容等の公表」では、平成23年3月末で45件(達成率45.0%)と目標の達成には至っていません。これは、既存団体への呼びかけや情報発信不足が原因で、今後は既存・新規の団体への呼び掛けの強化、団体等が開催する各種会議へ積極的に参加して活動内容等の公表に関する理解を得るなどし、この取組による団体等の活性化が課題となります。

また、「青色回転灯装備車両運行団体の拡充」では、平成23年3月末で目標を達成できました。しかしながら、団体増加に伴って新規団体への活動用物品の提供が十分にできないなどの課題も残っています。

※20 防犯活動団体・・・地域活動団体のうち、通学路における児童の見守り活動などの犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体をいいます。

※21 青色回転灯装備車両・・・警察本部長から、「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる」との証明を受けた団体が、運輸局長から道路運送車両法に定める保安基準の緩和認定を受け、青色回転灯を装備した自主防犯パトロールに使用する車両をいいます。

ウ 「学校等^{※22} における児童等^{※23} の安全を確保する」の取組について

(平成23年3月末現在)

取組内容	数値目標	実績
危機管理マニュアル ^{※24} の策定率 ◎幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ◎保育所	100% 100%	100% 82.4%
家庭・地域・団体との間で協力要請や情報交換を行うために開催する会議の開催率 ◎幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ◎保育所	100% 100%	73.4% 37.8%
子どもに対する防犯教室、防犯訓練の実施率 ◎幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ◎保育所	100% 100%	66.8% 76.4%
教職員に対する防犯訓練、研修等の実施率 ◎幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ◎保育所	100% 100%	36.1% 75.3%
安全マップ ^{※25} の作成率（小学校のみ）	100%	51.8%
学校の安全点検の実施率 ◎幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ◎保育所	100% 100%	95.9% 85.0%

学校等における児童等の安全を確保するため

- ・ 危機管理マニュアルの策定
- ・ 家庭や地域、団体との間で協力要請や情報交換を行う会議の開催
- ・ 子どもに対する防犯教室や防犯訓練
- ・ 教職員に対する防犯訓練や研修
- ・ 安全マップの作成
- ・ 学校の安全点検

などの取組を実施しました。

※22 学校等…学校、児童福祉施設(認可外保育施設を含む)、放課後子どもプラン推進事業等の用に供される施設、学習塾などをいいます。

※23 児童等…児童、生徒、乳幼児などをいいます。

※24 危機管理マニュアル…正式な名称は、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」です。文部科学省が作成した不審者侵入時の幼児や児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の指導書のことをいいます。

※25 安全マップ…地域の中で犯罪や事故の発生しやすい危険箇所(道路から見通しの悪い公園、駐車場、周囲から見通しの悪い道路、暗所、放置された空き地など)や「こども110番のいえ」などの緊急避難場所を自ら歩いて調査し、地図に書き込んで作成するマップをいいます。
マップの作成作業を通じて、作成者が危険予測能力、危険回避能力を身につけ、犯罪から身を守ることができるようになることを目的としています。

「危機管理マニュアルの策定」では、幼稚園や小学校、中学校、高等学校で目標の100%を達成し、保育所でも82.4%まで達成しました。今後は、全施設での達成をめざすとともに、訓練などを通してマニュアルの点検や見直し、強化を図ることが必要となります。

「家庭や地域、団体との間で協力要請や情報交換を行う会議の開催」では、幼稚園や小学校、中学校、高等学校で73.4%の達成率でしたが、保育所が37.8%と低調でした。保育所では、乳幼児期にふさわしい保育実践の取組もまだ十分でないといった反省点もあり、情報交換等の必要性の啓発や各施設での取組の充実を図ることが今後の課題です。

「子どもに対する防犯教室等の実施」では、幼稚園や小学校、中学校、高等学校で66.8%、保育所で76.4%の達成率でした。学校における防犯に関する優先順位の低下、防犯教室の必要性が十分に理解されていないことが要因で、学校や教育委員会、警察など関係機関の連携を強化することが課題となります。

「教職員に対する防犯訓練、研修等の実施」では、保育所での75.3%に対して、幼稚園や小学校、中学校、高等学校で36.1%と低調でした。これは、学校での不審者侵入防止等の防犯に関する危機意識の希薄化、防犯教室の必要性が十分に理解されていないことが要因であり、学校や教育委員会、警察など関係機関の連携を強化することが課題となります。

「安全マップの作成」では、51.8%と低調でした。これは、学校での授業時数の関係や必要性への理解不足が考えられ、今後は安全マップの作成率向上に向けて一層の働きかけをすることが課題となります。

「学校の安全点検の実施」では、幼稚園や小学校、中学校、高等学校で95.9%、保育所で85.0%と概ね達成できました。しかしながら、市町村によってまだまだ取組にばらつきがあることから、学校等との連携を強化して安全点検の実施率向上を図ることが課題となります。

エ 「通学路等^{※26} における児童等の安全を確保する」の取組について

(平成23年3月末現在)

取組内容	数値目標	実績
地域ボランティアによる校内外の巡回等の実施率 (小学校のみ)	100%	73.9%
通学路の安全点検の実施率 (小学校のみ)	100%	77.4%

通学路等における児童等の安全を確保するため

- ・ 地域ボランティアによる校内外の巡回等
- ・ 通学路の安全点検

などの取組を実施しました。

「地域ボランティアによる校内外の巡回等」は、73.9%とまずまずの達成率でした。しかし、スクールガード・リーダー^{※27}の委嘱が国の事業から補助金事業へ変更となったため、リーダーの委嘱を取りやめる市町村が出てきて人員が減少し、またスクールガードの設置も学校側の取組によってばらつきがあります。今後は学校や地域のボランティア団体との連携を強化して、校内外の安全確保に関する取組を図ることが課題となります。

「通学路の安全点検」も77.4%とまずまずの達成率でした。しかしながら、子どもに対する声かけ事案が年々減少しているとはいえ、対象者のほとんどが小学生であるという現状から、今後も学校と保護者、地域住民、関係機関がお互いに連携して、通学路の安全点検を行うことが必要です。

※26 通学路等・・・児童等の通学または通園などのように供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場、空き地などをいいます。

※27 スクールガード・リーダー・・・「高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に基づき、各市町村から委嘱され地域学校安全指導員のことをいいます。防犯について専門的知識を有し、学校内外の巡回や学校を中心とした地域で活動する学校安全ボランティア(スクールガード)に対する助言やスクールガードによる効果的・継続的な安全体制の確保に努めています。

(2) 「状況確認指標」の状況

「状況確認指標」の進行状況は、以下のとおりです。

取組内容	平成19年9月時点	平成23年3月末現在
設立または活動を支援した防犯活動団体数	11団体	28団体(累計)
シンボルマーク及び標語の利用団体数	未作成	32団体
地域における推進体制設置数	未調査	160団体
事業者、地域活動団体と締結した協定・覚書数	11件	23件(累計)
防犯活動団体と合同パトロールを実施した回数	114件	380件 (年間平均364件)
高齢者を対象とする防犯教室の開催回数	141件	273件 (年間平均445件)
従業員研修の中で防犯教育を行った観光事業者数	未調査	6.5%
県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数	左： 342.025 ^{キロ} 右： 402.275 ^{キロ}	左： 360.912 ^{キロ} 右： 419.946 ^{キロ}
道路照明灯 ^{※28} の設置基数	14,660基	15,476基(累計)
ロードボランティア ^{※29} の登録団体数	426団体 8,978人	583団体 10,646人
地域に委託している道路維持(草刈り等)	27市町村 89路線 262箇所	29市町村 85路線 152箇所
建築確認時の防犯に関するリーフレットの配布数	未作成	共同住宅用 108件(累計) 戸建住宅用 327件(累計)
深夜スーパーにおける防犯設備の整備率	防犯ベル配備 76% カラーボール ^{※30} 配備 77%	防犯ベル配備 85% カラーボール配備 90%

※28 道路照明灯…道路交通の安全・円滑な利用を図ることを目的に、道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が交差点や横断歩道などに設置する交通安全施設の一つです。

※29 ロードボランティア…道路の美化や清掃、緑化などのボランティア活動に取り組んでいる地域住民や老人クラブ、婦人会、学校、企業などの団体や個人で、申請により土木事務所長が認定しているものをいいます。

※30 カラーボール…蛍光塗料の液体が入ったプラスチック製のボールをいいます。逃走する犯人の足元や車両にめがけて投げつけ、当たると割れて塗料が付着し、重要な証拠や逃走経路などを特定できる利点があります。

「状況確認指標」に設定した

- ・ 防犯活動団体の設立や活動の支援
- ・ シンボルマーク及び標語の利用を通じた啓発
- ・ 事業者や地域活動団体との協定等締結を通じたネットワークづくり
- ・ 県管理道路の自転車・歩行者道の設置延長
- ・ 道路照明灯の設置
- ・ ロードボランティアの活動団体
- ・ 建築確認時の防犯に関するリーフレットの配布

などの取組は、第1次計画の策定時から着実に増加しています。しかしながら、防犯活動団体への呼びかけや各種情報の提供不足、市町村が携わる取組への理解不足などから微増の状態ですので、取組を所管する担当課や市町村との連携を強化して取組の促進を図ることが課題です。

また、「観光事業者の従業員研修中に実施した防犯教室」という取組では、事業者への働きかけを行う機会が少なかったことから低調で、課題が残りました。

第3 これからの課題

1 県民の自主防犯意識と地域活動団体等の自主的な活動の促進を強化

県民に身近な街頭犯罪は、自転車の鍵かけや自宅の戸締まりなどにより約半数が防止できますし、交通事故は、ゆとりを持った安全運転や無理な道路の横断を避けることなど、ちょっとした対策で防げる可能性が高まります。

県民一人ひとりが「自らの安全は、自らが守る」という意識を持つことが大切であり、県民の皆さんに自主防犯意識を醸成させる取組が必要です。

また、人口の都市集中化や生活様式の多様化などにより地域社会の一体感や連帯感が希薄していると言われ、本県でも「地域の支え合い力が弱まっている」という意見もみられました。

こうした中、地域の皆さんすべてが顔見知りとなり、ともに支え合い、守り合う力を再生・強化して、「地域の安全は、地域で守る」という意識を醸成させることが大切です。

2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を強化

第1次計画の期間中、県の取組だけでなく、県民や事業者、地域活動団体などの活動も相まって、刑法犯や交通事故の発生件数が減少するなど、一定の成果もありましたが、取組内容の周知や情報の発信不足等から取組が進まないといった課題も残りました。

犯罪のない安全で安心な高知県を実現するためには、県や教育委員会、警察など行政の力だけでは困難であり、県民や事業者、地域活動団体と行政がともに手を取り、安全で安心なまちづくりの取組を行っていくことが大切です。

3 子どもや高齢者などの安全を確保する取組の継続強化

本県では、刑法犯や交通事故の発生件数などが減少していますが、小学生への声かけや高齢者が関わる交通事故の発生率も依然高い状態にあります。

また、潜在性の高いDVや児童虐待、高齢者虐待は、相談・通報件数が増加傾向にあるうえ、少年問題に至っては規範意識の低下が懸念されるところです。

子どもや高齢者などを犯罪から守るためには、県民や事業者、地域活動団体等と行政が一体となった取組が重要であり、第1次計画で行ってきた取組をさらに強化する必要があります。

4 犯罪防止に配慮した生活環境の整備強化

刑法犯の約4割が駐車（輪）場や道路、公園など公共の場所で発生し、一般住宅でも2割とはいえ高い割合で発生しています。

中でも窃盗犯の発生が多く、特に道路上でのひったくりや住宅へ侵入する犯罪は、一つ間違えれば強盗や殺人などの凶悪な犯罪に発展しかねません。

県民が安全で安心して生活していくためには、犯罪を企てている者が近寄りにくい、あるいは犯罪をやめようと思わせるような地域をつくることが大切であり、こうした生活環境の整備を強化していく必要があります。

5 地震等大規模な災害に対応した取組の強化

地震等による大規模災害は、発生すれば県民の命はもちろん、家屋などの生活基盤や社会経済などに大きな損失を伴います。

しかも、災害等の混乱に乗じた犯罪や避難先での生活上のトラブルなどは、住民に対して、二次的な被害を与えることにもなります。

県では、近い将来必ず起こるとされる南海地震に向けて、考えられる様々な対策に取り組んでいますが、災害が発生した後も、県民が安全で安心して暮らせるよう、防犯上の取組も行う必要があります。

第3章 計画の目標及び基本的な方向

県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには

- 自分や家族の安全は自分たちで守る「自助」
- 地域の安全は地域住民の皆さんが一体となって守る「共助」
- 専門的な知識の活用や情報提供などにより行政が地域を支援する「公助」

のそれぞれが役割を果たし、相互に連携して展開されることが大切で、第1次計画もそのような考え方に基づいて策定されました。

その結果、計画期間中は、刑法犯や交通事故等の発生が減少するなど一定の効果をあげましたが、その反面、声かけ事案の対象の約半数が小学生であったり、高齢者の交通事故の割合が依然高いなど、県民の不安感を解消するまでには至りませんでした。

また、人口減少や少子高齢化の進展、地域活動団体の維持や地域の支え合い力の弱体化といった問題に加え、近い将来に必ず発生するといわれている南海地震等の大規模災害への対策は、本県にとっても重要な課題です。

そこで、第2次計画では、基本的な枠組みは第1次計画を継承しつつ、これまでの取組に対する課題や本県の課題にも対応した施策を盛り込み、取り組んでいくこととしました。

第1 計画の基本目標

県民、事業者及び地域活動団体の行う自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した地域の生活環境の整備を促進することにより、県民や本県を訪れる人すべてが犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現することを基本目標とします。

第2 計画の基本的な方向

計画の基本目標を達成するため、前章の第3に掲げた課題に対応した5つの『重点目標』を定めるとともに、重点目標ごとに設定した『基本の方策』に沿って、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図ります。

1 重点目標

- ◎目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」
- ◎目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」
- ◎目標3 「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」
- ◎目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」
- ◎目標5 「南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する」

2 基本的方策

◎重点目標1の基本的方策

- ・ 県民一人ひとりの防犯意識を高める
- ・ 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

◎重点目標2の基本的方策

- ・ 県民運動として取り組むための仕組みをつくる
- ・ 日常生活の場におけるネットワークをつくる

◎重点目標3の基本的方策

- ・ 学校等における児童等の安全を確保する
- ・ 通学路等における児童等の安全を確保する
- ・ 子どもの安全を確保する
- ・ 高齢者、障害者、女性の安全を確保する
- ・ 観光旅行者等の安全を確保する

◎重点目標4の基本的方策

- ・ 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場および駐輪場を普及する
- ・ 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する
- ・ 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

◎重点目標5の基本的方策

- ・ 市町村による災害時の防犯対策を支援する
- ・ 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

3 取組体系

【基本目標】

県民や本県を訪れる人すべてが、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現する

【重点目標】

1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

(1) 県民一人ひとりの防犯意識を高める

(2) 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

(1) 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

(2) 日常生活の場におけるネットワークをつくる

3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

(1) 学校等における児童等の安全を確保する

(2) 通学路等における児童等の安全を確保する

(3) 子ども等の安全を確保する

(4) 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

(5) 観光旅行者等の安全を確保する

4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

(1) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

(2) 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

(3) 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

(1) 市町村による災害時の防犯対策を支援する

(2) 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

【具体的な取組事項】

-----> (1)広報・啓発の充実 (2)犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供

-----> (1)広報・啓発の充実 (2)情報共有の促進 (3)防犯活動団体に対する支援
(4)防犯活動を担うリーダーの育成 (5)青色回転灯装備車両運行団体の拡充
(6)事業者による活動の促進 (7)高齢者による活動の促進
(8)幅広い世代の地域活動への参画の促進

-----> (1)広報・啓発の充実 (2)全県的な推進体制の強化
(3)地域における推進体制づくりに対する支援 (4)市町村に対する支援

-----> (1)ネットワークづくり (2)防犯活動団体との連携の促進

-----> (1)学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言
(2)学校等の安全確保体制づくりの促進
(3)学校等における児童等の見守り活動等の推進 (4)児童等への安全教育の充実
(5)防犯環境整備の促進

-----> (1)通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言
(2)通学路等における児童等の見守り活動等の促進
(3)通学路等の環境整備の促進

-----> (1)広報・啓発の充実 (2)子どもたちを健やかに育てる取組

-----> (1)広報・啓発の充実 (2)高齢者の見守り活動の推進
(3)障害者の見守り活動の推進 (4)女性の犯罪被害回避に関する取組

-----> (1)安全情報の提供 (2)従業員等に対する防犯教育の促進

-----> (1)犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知
(2)犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備

-----> (1)犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知
(2)住宅の安全に関する情報の提供 (3)公営住宅の指針に基づく整備

-----> (1)金融機関に対する啓発 (2)深夜小売店舗に対する啓発

-----> (1)地域の防災計画への「防犯の視点」の反映
(2)発生前の備え及び発生後の対応への支援

-----> (1)防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援
(2)自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

第4章 具体的な取組事項

※各取組の担当課は、それぞれの最後に()書きしています。

第1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する（重点目標1）

【現状と課題】

- ◎平成22年度県民世論調査によると、県民の「安全・安心」への関心度は、17.3%にとどまっています。
 - ◎県民の防犯意識を高めるため、広報紙や各種メディア、携帯電話を活用した「あんしんFメール」などにより、防犯対策や犯罪情勢など各種情報の提供に努め、また県民や事業者、地域活動団体の自主的な活動を促進するため、団体等の活動内容の公表や青色回転灯装備車両運行団体の拡充等に努めてきました。
 - ◎しかしながら、広報紙やあんしんFメールは、部数や配布方法の制限、メール登録者の伸び悩みなど、県民の全てに行きわたらないという問題があり、地域活動団体等については、構成員の高齢化や後継者不足など活動の弱体化が懸念されます。
 - ◎また、刑法犯の75%以上を占める自転車盗や空き巣などの窃盗犯は、無施錠による被害がほとんどで、鍵かけや戸締りの励行を呼び掛ける必要があります。
 - ◎犯罪から県民を守るためには、県民一人ひとりが防犯に関心を持ち、具体的な防犯対策を行ってもらえるように、意識啓発や情報発信などを行う必要があります。
- また、県民や事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を県内に広げ、更に促進していく必要があります。

1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

(1) 広報・啓発の充実

犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針^{※31} などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報提供を行います。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

※31 防犯上の指針・・・「学校等における児童等の安全の確保のための指針」、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の4つの指針をいいます。

(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供

① 広報紙等による情報の提供

県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」^{※32}や「交番・駐在所速報」^{※33}の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等を活用して幅広い情報の提供を行います。
(地域課)

② 「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供

県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県民に対して、携帯電話を活用した情報の提供（あんしんFメール）を行います。
(生活安全企画課)

③ ホームページを活用した犯罪情報等の提供

県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。
(生活安全企画課)

④ 効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供

夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者提供します。
(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

⑤ 悪質商法等に関する情報の提供

公的機関を装って振り込みを求められるなどの架空請求^{※34}、不必要な住宅のリフォームを執拗に迫られるなどの悪質商法^{※35}に関し、県民が被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。
(県民生活・男女共同参画課)

※32 ミニ広報紙・・・地域住民のニーズに応じた地域安全情報を身近な話題として伝えるため、警察署や交番、駐在所で、県民の皆さんの住む地域を担当する警察官が毎月発行する「新聞」をいいます。

※33 交番・駐在所速報・・・交番・駐在所から迅速に伝えたい地域安全情報を簡潔に記載して、人目につきやすい場所にポスターのように掲示して情報を提供するものをいいます。地域で発生した事件事故の発生速報や迷子の手配などを内容としたものが多く、随時発行しています。

※34 架空請求・・・架空の有料サイト利用料金債権回収や裁判の取り下げを口実に、ダイレクトメールや電子メールを送付するなどして、お金をだまし取ろうとするものなどをいいます。

※35 悪質商法・・・虚偽説明、脅迫、販売目的隠匿などの方法で、高額・粗悪な商品やサービスを購入させるものをいいます。

2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

(1) 広報・啓発の充実

① 様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動

犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

② 安全安心まちづくりキャンペーンの実施

毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動^{※36} 期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

③ 地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施

交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

(2) 情報共有の促進

① 地域における情報交換

県民、事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を促進するうえで、必要な地域における情報を共有するため、市町村と連携して、警察署単位で警察、事業者、地域活動団体などがそれぞれ有する情報を交換する会を開催します。

(生活安全企画課)

② 防犯活動団体の活動内容等の公表

防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。

(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

※36 全国地域安全運動・・・毎年10月11日から同月20日までの10日間、防犯協会や地域安全の関係機関・団体及び警察が一層緊密に連携を図り、地域安全活動の効果を最大限に上げるとともに一層の浸透と定着を図り、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的に、全国で実施される地域安全活動をいいます。

(3) 防犯活動団体に対する支援

① 防犯活動団体の設立の支援

防犯活動団体の設立を促進するため、設立時に出前講座や講師の派遣、資料提供などを行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。（生活安全企画課）

② 防犯活動団体の活動への支援

防犯活動団体の活動を促進するため、防犯活動団体に対して、青色回転灯、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。（生活安全企画課）

(4) 防犯活動を担うリーダーの育成

地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。

（学校安全対策課、生活安全企画課）

(5) 青色回転灯装備車両運行団体の拡充

地域における防犯パトロールを促進するため、全市町村において青色回転灯装備車両が運行されるよう、防犯活動団体などに対して働きかけます。（生活安全企画課）

(6) 事業者による活動の促進

防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者に対して安全シェルター活動^{※37}に取り組むよう、働きかけます。

（生活安全企画課）



青色回転灯装備車両による防犯活動



青色回転灯装備車両による防犯活動

※37 安全シェルター活動…事業者や地域住民が、子どもや女性などの弱者を犯罪や事故から守るため、「子ども110番のいえ」、「安全安心推進の店」、「かけこみ110番連絡所」などの名称で、緊急時に民家や事業所を安全シェルターとして提供する活動をいいます。

(7) 高齢者による活動の促進

① 老人クラブへの加入促進

元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動^{※38}や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進します。
(高齢者福祉課)

② 老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実

老人クラブなどの行う高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動が一層拡大するよう、老人クラブなどに対して、ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。
(生活安全企画課)

(8) 幅広い世代の防犯活動への参画の促進

高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。

また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。
(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)



大学生ボランティア「YCPK」による広報啓発活動



高校生ボランティア「高岡高校サンスマイル」による子どもの見守り活動

※38 友愛訪問活動…孤立しがちな一人暮らしの高齢者などを、地域のボランティアによる安否確認や話し相手、身の回りの世話などにより暖かく見守り、高齢者が社会とのつながりを保ち、安心して暮らすことのできる地域づくりをめざす活動をいいます。

第2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める（重点目標2）

【現状と課題】

- ◎県民運動として取り組むため、県は、平成20年1月に、県域の推進体制となる「高知県安全安心まちづくり推進会議」を設立し、当初33団体・個人であった構成員も、平成22年度には、82団体・個人まで増えました。
- ◎また、事業者や地域活動団体と、安全シェルターや地域の見守り活動に関する協定を締結するなどして、日常生活の場におけるネットワークづくりに努めました。
- ◎しかしながら、取組の周知や各種情報の発信不足、活動団体の未開拓などから伸び悩んでいるうえ、中山間地域では、人口減少や高齢化などにより集落の維持や活動団体の存続が危ぶまれています。
- ◎こうした問題を解決するには、県民と事業者、地域活動団体、行政がお互いに連携し、協力し合える仕組みをつくり、維持・活性化していく必要があります。

1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

(1) 広報・啓発の充実

犯罪のない安全安心まちづくりを進める気運を高め、県民運動として取り組むため、犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマークや標語を公募のうえ定め、その普及に取り組みます。
(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

(2) 全県的な推進体制の強化

県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

(3) 地域における推進体制づくりに対する支援

地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

(4) 市町村に対する支援

市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。

(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

(1) ネットワークづくり

① 地域における支え合いのネットワークの構築

地域の支え合いのネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を締結するよう、働きかけます。

(地域福祉政策課、生活安全企画課)

② 中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり

過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。

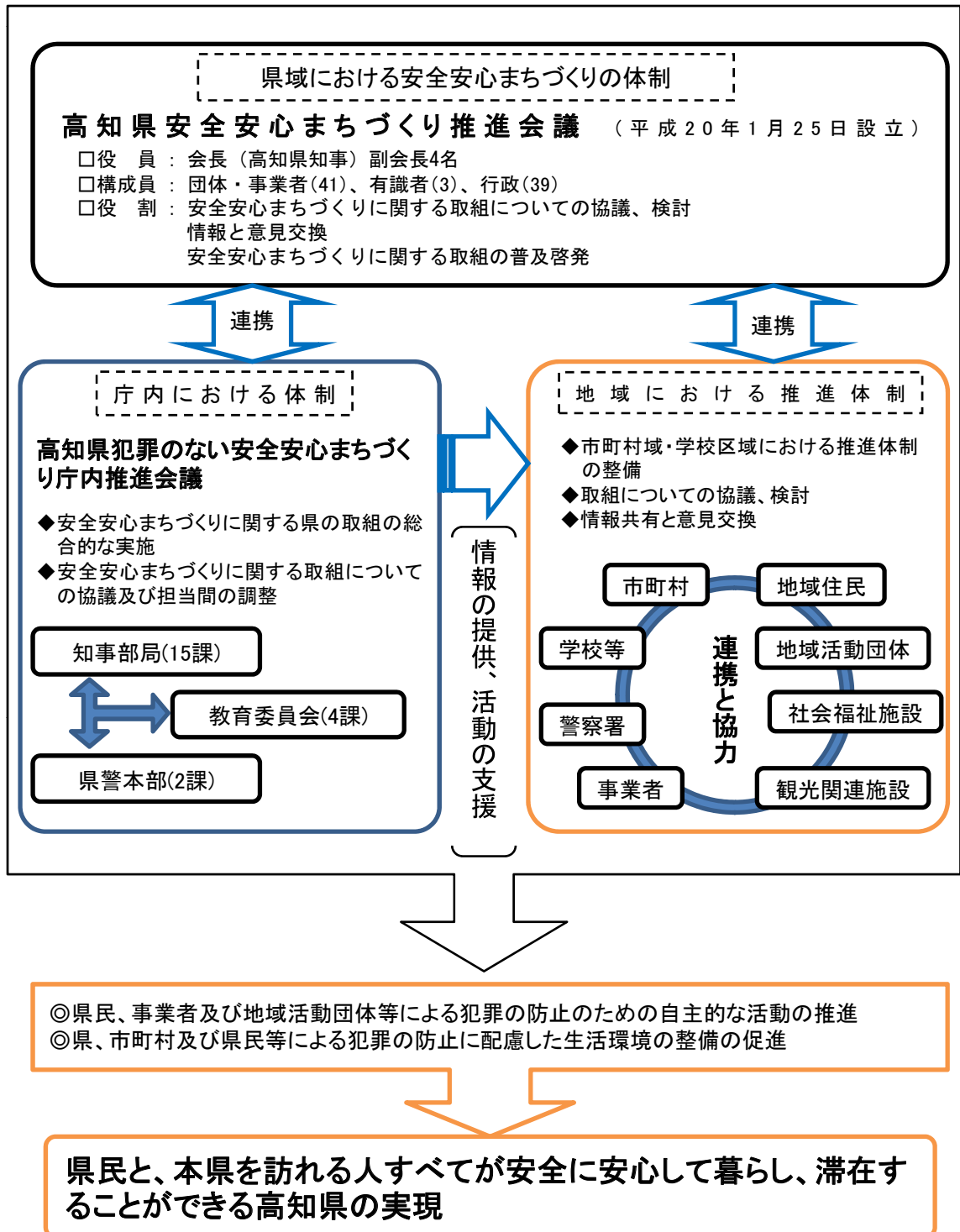
(地域福祉政策課、中山間地域対策課)

(2) 防犯活動団体との連携の促進

防犯活動団体と連携して、見守り活動や合同防犯パトロールを行うほか、防犯活動団体に対し、必要な情報を提供します。

(生活安全企画課)

《安全安心まちづくり推進体制のイメージ》



第3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する（重点目標3）

【現状と課題】

- ◎子どもの安全確保では、危機管理マニュアルの作成や学校設備等の安全点検などに取り組んできましたが、地域や家庭を交えた情報交換会や安全マップの作成率が低調で、しかもスクールガード・リーダーの委嘱人員が減少するなど課題が多く残りました。
- ◎高齢者や障害者、女性の安全確保では、民生委員・児童委員や地域包括支援センター※39との連携などの取組を行ってきましたが、高齢者の交通事故や虐待防止、障害者の特性に配慮した取組、女性を対象とした各種教室の実施が低調であるなど課題も残っています。
- ◎配偶者からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは、女性となっています。配偶者暴力相談支援センター※40に寄せられる相談件数は年々増加しており、関係機関や団体の連携による取組が、ますます必要となっています。
- ◎また、観光旅行者等※41の安全確保では、観光関連業者への周知不足や観光旅行者向けの情報発信不足などの課題があります。
- ◎子どもや高齢者、障害者、女性、観光旅行者等は、様々な犯罪から守るべき弱者であり、学校や福祉施設、事業者、観光関連業者等と連携して、安全を確保する取組を継続していく必要があります。

1 学校等における児童等の安全を確保する

(1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言

学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者※42 に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。

県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。

(私学・大学支援課、障害保健福祉課、児童家庭課、生涯学習課
学校安全対策課、生活安全企画課)

※39 地域包括支援センター…改正介護保険法の施行に伴い、公正・中立な立場で、高齢者などの総合相談支援、高齢者虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担う地域の中核機関をいいます。

※40 配偶者暴力相談支援センター…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、DV被害者の早期発見と相談、一時保護などを行う被害者救済の中核的役割を持つ機関をいいます。

※41 観光旅行者等…観光旅行などで本県を訪れる者のほか、ビジネスなどの観光以外の目的で本県を訪れる人すべてをいいます。

※42 学校等の設置・管理者…公立学校にあつては、設置者は地方公共団体、管理者は教育委員会及び校長です。私立学校にあつては、設置者または管理者は学校法人などです。

(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進

① 安全管理のためのマニュアルの策定等の促進

学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。

また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業^{※43}の関係施設、放課後子どもプラン推進事業^{※44}の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。

(私学・大学支援課、障害保健福祉課、児童家庭課、幼保支援課
生涯学習課、学校安全対策課、生活安全企画課)

② 不審者侵入防止訓練の実施の促進

教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。

(私学・大学支援課、障害保健福祉課、児童家庭課、生涯学習課
学校安全対策課、生活安全企画課)

(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。

(私学・大学支援課、障害保健福祉課、児童家庭課、生涯学習課
学校安全対策課、生活安全企画課)

(4) 児童等への安全教育の充実

① 防犯教室等の開催

学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。

(私学・大学支援課、障害保健福祉課、児童家庭課、幼保支援課
生涯学習課、学校安全対策課、生活安全企画課)

※43 児童発達支援事業・・・児童福祉法に基づく児童福祉施設以外で、児童発達支援事業を行う関係施設をいいます。

※44 放課後子どもプラン推進事業・・・放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、次世代を担う子どもたちの健やかな育ちを支援するための事業をいい、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の2つの事業があります。

② 安全マップ作成の促進

児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。

(学校安全対策課、生活安全企画課)

(5) 防犯環境整備の促進

学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。

(私学・大学支援課、障害保健福祉課、児童家庭課、生涯学習課、学校安全対策課)



朝倉第二小学校で待機する青色回転灯装備車両



朝倉第二小学校に設置している学校パトロール隊詰所の模様



「さすまた」訓練の様様

2 通学路等における児童等の安全を確保する

(1) 通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言

通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。

(幼保支援課、生涯学習課、学校安全対策課、生活安全企画課)

(2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進

① 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。

(学校安全対策課、生活安全企画課)

② 通学路等における声かけ運動の実施

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。

(学校安全対策課、生活安全企画課、少年課)

③ セーフティステーション^{※45} 活動の促進

「こども110番のいえ」^{※46}をはじめとした児童等の緊急避難所（セーフティステーション）が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。

また、「こども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。

(生活安全企画課)

(3) 通学路等の環境整備の促進

学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。

(道路課、公園下水道課、学校安全対策課、生活安全企画課)

※45 セーフティステーション…子ども、高齢者、女性などの弱者を保護するための活動で、24時間活動型社会において、深夜時間帯まで営業する深夜スーパーなどの店に地域安全活動への理解と協力を得て、同店を地域社会の安全拠点として運用する活動をいいます。

※46 こども110番のいえ…子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察などへの連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいいます。

3 子どもの安全を確保する

(1) 広報・啓発の充実

テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。

(県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課)

(2) 子どもたちを健やかに育てる取組

① 子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取組の実施

地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。

(児童家庭課)

② 虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用

虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員（主任児童委員）などがつながる既存のネットワークを活用できるように取り組みます。

(地域福祉政策課、児童家庭課、生涯学習課、人権教育課
小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、少年課)

③ ルールや法を守る心を育てる取組の実施

子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。

(少子対策課、幼保支援課、少年課)

④ 子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施

インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリング^{※47}の普及や情報に関するモラルの教育を行います。

(人権教育課、小中学校課、高等学校課、生活安全企画課)

※47 フィルタリング…インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除などする機能のことをいいます。

⑤ 犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施

子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。 (学校安全対策課、少年課)

⑥ 親の子育て力を高めるための支援

子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。 (児童家庭課、少子対策課、幼保支援課、少年課)

⑦ 子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進

放課後や週末などに学校の余裕教室や地域において、学習支援やスポーツ、文化活動または地域住民との交流活動を行うなど、子どもの安全で安心な居場所づくりを推進します。 (生涯学習課)

⑧ 高知県学校・警察連絡制度^{※48}の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援

高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。

(人権教育課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、少年課)



誘拐被害防止教室の様相



登下校時の見守り活動の様相

※48 高知県学校・警察連絡制度・・・児童生徒の問題行動等に対し、教育委員会・学校、警察が問題の所在を相互に理解して連携を図り、子どもの健全育成に役立てるための制度。

4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

(1) 広報・啓発の充実

地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。 (高齢者福祉課、県民生活・男女共同参画課)

(2) 高齢者の見守り活動の推進

① 市町村等と連携した見守り活動の実施

市町村や地域安全協(議)会^{※49}などと連携して、高齢者が地域において安全で安心して生活できるよう、個別訪問による高齢者の見守り活動を行います。

(生活安全企画課、地域課)

② 地域活動団体等と連携した見守り活動の実施

高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。 (県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課、地域課)

③ 地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援

地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。 (高齢者福祉課)

(3) 障害者の見守り活動の推進

① 市町村や事業者等の行う見守り活動の促進

障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。

(障害保健福祉課、生活安全企画課)

※49 地域安全協(議)会…県内の16警察署内に16団体が組織されている地域安全活動の中核的な団体。幼稚園や小学校における「誘拐被害防止教室」、高齢者を対象とした「悪質商法被害防止教室」などの防犯活動や防犯活動団体との合同防犯パトロールの実施、「地域安全ニュース」の発行による広報活動など地域における幅広い地域安全活動を行っています。

② 情報の提供

地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。

(障害保健福祉課、県民生活・男女共同参画課)

(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組

① 情報の提供

女性がひったくりやつきまといなどの被害に遭わないために、ホームページなどにより、危険を回避するための情報を提供します。

(生活安全企画課)

② 防犯教室等の実施

女性がちかんや暴行などの被害に遭わないために、要望に応じて、防犯教室や護身術など実践的な訓練を実施します。

(生活安全企画課)

③ 地域ぐるみの防犯活動の実施

事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんやのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。

(生活安全企画課、地域課)

④ DVの防止及び被害者の保護

「高知県DV被害者支援計画^{※50}」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。

(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)



高齢者教室の様
様



護身術訓練の
様

※50 高知県DV被害者支援計画・・・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3に規定されている、配偶者からの暴力とその被害者の保護に関する取組を総合的、体系的に実施するための県の計画をいいます。

5 観光旅行者等の安全を確保する

(1) 安全情報の提供

① 観光旅行者等に対する安全情報の提供

観光旅行者等が犯罪の被害に遭わないよう、旅館・ホテル・観光施設などの関係事業者の協力を得て、観光旅行者等に対し、犯罪の発生状況や危険個所などの地域の安全情報を提供します。
(生活安全企画課)

② 観光事業者に対する安全情報の提供

観光事業者などが自主的な防犯対策を行うことができるよう、旅館・ホテル・観光施設などの観光事業者に対し、観光旅行者等が遭遇するおそれのある犯罪などについて、発生状況や防犯対策などの情報を提供します。
(生活安全企画課)

(2) 従業員等に対する防犯教育の促進

観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。
(観光政策課、生活安全企画課)

第4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する（重点目標4）

【現状と課題】

- ◎平成22年中の刑法犯は、40.5%が駐車(輪)場や道路、公園、空き地などの公共の場所で発生し、住宅での発生も23.8%に上ります。
- ◎犯罪の防止に配慮した道路等^{※51}の整備では、街路灯の設置や歩道・自転車道の整備、ロードボランティアによる道路の見通しの確保などの取組を進めてきましたが、市町村ごとに差があったり、事業の実施が樹木の成長に追いつかないなどの課題が残りました。
- ◎住宅の整備では、一般住宅や共同住宅向けの防犯指針を示したリーフレットの配布などを進めてきましたが、県内全域への指針の周知不足や防犯性の高い住宅用品の普及が進まないなどの課題も残っています。
- ◎また、金融機関^{※52}や深夜小売店舗^{※53}等の整備では、防犯ベルやカラーボール等の整備、防犯訓練などを進めてきましたが、支店や店舗数が多く、防犯訓練等が全ての店舗まで実施できないという課題があります。
- ◎公共の場所や住宅などで発生する犯罪は、県民の不安感が極めて高く、県民のみなさんが安全で安心して利用するためには、犯罪の防止に配慮した道路や駐車場、住宅、店舗等を普及していく必要があります。

1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知

防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。

(道路課、都市計画課、公園下水道課、経営支援課、県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

(2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備

県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。(道路課、都市計画課、公園下水道課)

※51 道路等…道路、公園、駐車場及び駐輪場をいいます。

※52 金融機関…銀行、信用金庫、労働金庫、貸金業者などをいいます。

※53 深夜小売店舗…午後10時から翌日の午前5時までに営業している小売店舗をいいます。

2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知

防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。

(住宅課、建築指導課、県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

(2) 住宅の安全に関する情報の提供

① 住宅の防犯対策についての情報の提供

既存住宅を含めた住宅性能表示^{※54}の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。

(住宅課、生活安全企画課)

② 防犯機器の情報の提供

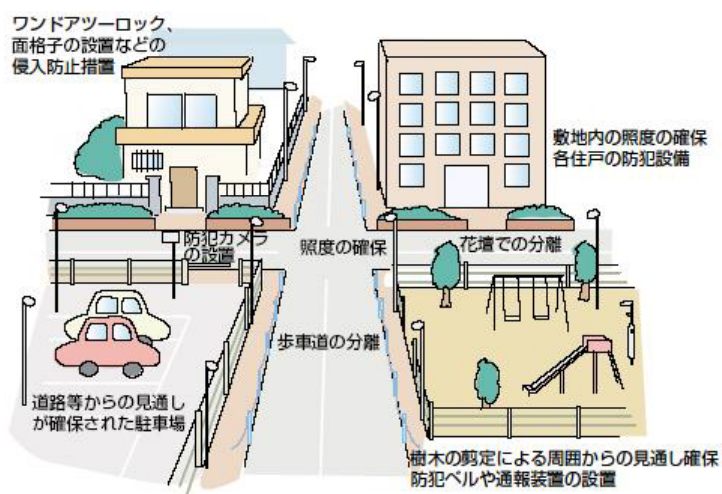
ホームページや展示などにより、補助錠やセンサーライトなどの防犯機器、その他の情報提供を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ります。

(生活安全企画課)

(3) 公営住宅の防犯指針に基づく整備

県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるとともに、市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。

(住宅課)



※54 住宅性能表示・・・平成11年6月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために創設された、住宅の性能を分かりやすく表示する制度をいいます。

3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

(1) 金融機関に対する啓発

金融機関に対し、必要な防犯情報を提供するほか、防犯訓練の実施の支援など、必要な防犯対策の指導を行います。
(生活安全企画課)

(2) 深夜小売店舗に対する啓発

コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、夜間複数勤務、通報機器や防犯カメラの設置、カラーボールの配備など防犯体制の整備について啓発を行います。
(生活安全企画課)



金融機関強盗訓練の様様



深夜スーパーにおける万引き被害防止キャンペーンの様様

第5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する (重点目標5)

【現状と課題】

- ◎近い将来必ず起こるとされる南海地震への対策は、本県にとっても重要な課題です。
- ◎安全確保に関する取組は、地域住民が力を合わせて取り組む必要があるという点で、防災活動とも通ずるものがあります。
- ◎そして、地域によっては、防犯と防災の担い手が重なっていて、地域における防犯活動が活性化することは、そのまま自主防災組織の結成や活性化へとつながります。
- ◎また、ひとたび大規模な災害が発生すると、無人の家屋や店舗等を対象とする窃盗事件、長期的な避難生活によるストレスや物資不足などからくる生活上のトラブル^{※55}、災害に便乗した詐欺や悪質商法など、様々な事件や事故の発生が予想され、これらに対する備えも大切です。
- ◎災害の発生後に県民の安全を確保できるよう、発生する前から防犯活動団体と自主防災組織のそれぞれの活動の活性化や連携強化への支援を行うことが重要です。

1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映

大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。

(南海地震対策課、県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

(2) 発生前の備え及び発生後の対応への支援

市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。

また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。

(県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

※55 生活上のトラブル等…治安やライフライン、健康などにかかわるデマ情報、避難所等における被災者間のもめ事、子どもの通学や通園、子育てなどに関する不安からくるトラブルなどをいいます。

2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援

防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。

また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。

(南海地震対策課、県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

(2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。

また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。

(南海地震対策課、県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課)

第5章 数値目標

第1 目標数値

重点目標及び取組項目	平成22年度	平成28年度
【重点目標1】…「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」		
あんしんFメール登録者数 (担当課:生活安全企画課)	8,666名	15,000名
防犯活動団体の活動内容等の公表件数 (担当課:県民生活・男女共同参画課)	45件	100件
青色回転灯装備車両運行団体数 (担当課:生活安全企画課)	70団体	130団体
【重点目標3】…「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」		
危機管理マニュアルの策定率 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園 (担当課:①学校安全対策課、②私学・大学支援課、③幼保支援課)	100.0% 82.4% —	100% 100% 100%
学校の安全点検の実施率 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園 (担当課:①学校安全対策課、②私学・大学支援課、③幼保支援課)	95.9% 85.0% —	100% 100% 100%
地域ボランティアによる校内外の巡回等実施率(小学校のみ) (担当課:学校安全対策課)	73.9%	100%
通学路の安全点検の実施率 ①公立小学校 ②私立小学校 (担当課:①学校安全対策課、②私学・大学支援課)	77.4% —	100% 100%

第2 状況確認指標

重点目標及び取組項目	平成19年度	平成22年度
【重点目標1】・・・「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」		
設立または活動を支援した防犯活動団体 (担当課:生活安全企画課)	11団体	28団体
若い世代による地域活動団体数 (担当課:生活安全企画課)	なし	6団体
【重点目標2】・・・「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」		
シンボルマーク及び標語の利用団体数 (担当課:県民生活・男女共同参画課)	(19年度策定)	32団体
地域における推進体制設置数 (担当課:県民生活・男女共同参画課)	(19年度策定)	62団体
事業者、地域活動団体と締結した協定等数 (担当課:県民生活・男女共同参画課)	11件	23件
防犯活動団体と合同パトロールを実施した回数 (担当課:生活安全企画課)	144件	380件
【重点目標3】・・・「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」		
子どもに対する防犯教室や防犯に関する訓練の実施校数 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園 (担当課:①学校安全対策課、②私学・大学支援課、③幼保支援課)	71.8% 59.5%	282/424校 8/18校 225/299園
教職員に対する防犯に関する訓練や研修等の実施校数 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園 (担当課:①学校安全対策課、②私学・大学支援課、③幼保支援課)	67.8% (未調査)	132/424校 6/18校 224/299園
安全マップの作成校数 ①公立小学校 ②私立小学校 (担当課:①学校安全対策課、②私学・大学支援課)	64.8%	133/213校 —
高齢者を対象とする防犯教室の開催回数 (担当課:生活安全企画課)	141件	273件
従業員研修の中で防犯教育を行った観光事業者数 (担当課:観光政策課)	(未調査)	6.5%

第2 状況確認指標

重点目標及び取組項目	平成19年度	平成22年度
【重点目標4】・・・「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」		
県管理道路の自転車・歩行者道設置 延長キロ数 (担当課: 道路課)	左 : 342.025km 右 : 402.275km	左 : 360.912km 右 : 419.949km
道路照明灯の設置基数 (担当課: 道路課)	14,660基	15,476基
ロードボランティアの登録団体数 (担当課: 道路課)	426団体 8,978人	583団体 10,646人
地域に委託している道路維持(草刈り) (担当課: 道路課)	27 市町村 延長 1471.9km	29 市町村 延長 1634.3km
住宅の防犯に関するリーフレットの配布数 (担当課: 住宅課、建築指導課、 県民生活・男女共同参画課)	(19年度リーフレット作成)	【建築確認時(県・本庁)】 共同住宅用 : 108件 戸建住宅用 : 327件 【長期優良住宅認定時(県)】 戸建住宅用 : 215件
深夜スーパーにおける防犯設備の整備率 (担当課: 生活安全企画課)	防犯ベル配備 : 76% カラーボール配備 : 77%	防犯ベル配備 : 85% カラーボール配備 : 90%

参考資料1 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例

高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例

(平成19年3月23日条例第9号)

改正 平成19年10月10日条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 県民等による自主的な活動の促進等（第13条―第15条）

第3章 安全の確保等（第16条―第20条）

第4章 道路等、住宅及び店舗等における防犯への配慮（第21条―第23条）

附則

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての県民の願いであるとともに、生活の基盤となるものである。

私たちは、これまで高知の豊かな自然の中で育(はぐく)まれた温かい心と、日ごろの近所づきあいを大切にしながら、助け合う地域社会を築いてきた。

しかし、近年の急激な社会情勢の変化によって、人々の価値観や生活様式が多様化し、地域社会の連帯感や社会の規範意識が希薄化したことなどが背景となって、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加している。

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、私たち一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、個人の自主性や基本的な人権が尊重される中で人と人との絆(きずな)を大切にして互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切である。

ここに、私たちは、住む人にとっても訪れる人にとっても安全で安心して暮らすことのできる、このような地域社会を築くために、ともに力を合わせて犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全安心まちづくりについて、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務並びに自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「地域活動団体」という。）の役割を明らかにするとともに、県が実施する取組の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全安心まちづくりを推進し、もって県民及び本県を訪れる人すべてが安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪のない安全安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」と総称する。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（啓発、情報の提供等を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全安心まちづくりは、自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守るという意識の下に、県民等による自主的な活動により行われなければならない。

2 犯罪のない安全安心まちづくりは、県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、相互に連携を図りながら協力することにより行われなければならない。

3 犯罪のない安全安心まちづくりは、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全の確保に特に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組を総合的に実施するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、県、市町村、事業者及び地域活動団体と協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し安全の確保に努めるとともに、県、市町村、県民、他の事業者及び地域活動団体と協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

(地域活動団体の役割)

第7条 地域活動団体は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、自らの活動を通じて犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めるとともに、県、市町村、県民、事業者及び他の地域活動団体が行う犯罪のない安全安心まちづくりに協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、第4条の犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組の実施に当たっては、市町村が果たす役割の重要性を考慮し、市町村と密接に連携を図るものとする。

2 県は、市町村に対し、当該市町村が行う犯罪のない安全安心まちづくりについて、情報の提供、助言等を行うものとする。

(啓発活動)

第9条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりについて県民等の理解を深め、防犯意識を高めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(情報の提供等)

第10条 県は、県民が自らの安全を確保し、又は事業者がその所有し、若しくは管理する施設及び事業活動に関し安全を確保することができるとともに、県民等が行う犯罪のない安全安心まちづくりを促進することができるよう、防犯対策に関する情報その他の必要な情報の提供等を行うものとする。

2 高知県公安委員会は、前項に定めるところにより適切かつ効果的に県民及び事業者が安全を確保することができるとともに、県民等が犯罪のない安全安心まちづくりを行うことができるよう、地域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

(推進体制の整備)

第11条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、協力することができる体制を整備するものとする。

(推進計画の策定等)

第12条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりを総合的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する基本的事項

(2) 犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための方策に関する事項

(3) 前2号に掲げる事項のほか、犯罪のない安全安心まちづくりを推進することに関し必要な事項

3 県は、推進計画の策定に当たっては、県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画の進ちょく状況等を検証し、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民等による自主的な活動の促進等

(防犯活動団体の活動内容等の公表)

第13条 県は、地域活動団体のうち犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体（以下「防犯活動団体」という。）の活動内容等の情報を県民等が共有することができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、その公表を行うものとする。

(防犯活動団体と自主防災組織との連携に対する支援)

第14条 県は、防犯活動団体が犯罪のない安全安心まちづくりに当たって、自らの力で地域を守るという共通の理念を有する自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。以下この条において同じ。）と連携することができるよう、防犯活動団体及び自主防災組織に対し、市町村と連携して、必要な情報の提供等を行うものとする。

(高齢者の参加に対する支援)

第15条 県は、地域活動の重要な担い手である高齢者が県民等が行う犯罪のない安全安心まちづくりに積極的に参加することができるよう、高齢者及びその関係団体に対し、必要な支援を行うものとする。

第3章 安全の確保等

(学校等における児童等の安全の確保)

第16条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校の高等課程をいう。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設等（以下「学校等」という。）における児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

3 県は、学校等の設置者等に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について、情報の提供、助言等を行うものとする。

4 県及び学校等の設置者等は、連携して、児童等に対し、犯罪による被害を受けないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

5 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第17条 県は、児童等の通学、通園等の用に供されている道路又は児童等が日常的に利用している公園等（次項において「通学路等」と総称する。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

2 通学路等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、学校等の設置者等及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(子どもの安全の確保のための取組)

第18条 県、学校等の設置者等及び県民等は、連携して、子どもが正しい規範意識を持つことによって犯罪に巻き込まれることなく健全な生活を営むことができるよう、その育成に努めるものとする。

(高齢者等の安全の確保)

第19条 県は、市町村及び県民等と連携して、高齢者、障害者、女性、子ども等の防犯上の配慮を要する者の安全を確保するために必要な情報の提供等を行うものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第20条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者その他の本県を訪れる人の安全を確保するために必要な情報の提供等を行うものとする。

第4章 道路等、住宅及び店舗等における防犯への配慮

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及等)

第21条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下この条において「道路等」という。）の普及に努めるとともに、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。

3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及等)

第22条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるとともに、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。

3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備)

第23条 銀行その他の金融機関及び深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に営業する小売店舗において事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月16日条例第78号）

この条例は、規則で定める日（平成19年規則第137号で、平成19年12月26日とする。）から施行する。

参考資料2 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例 に基づく防犯指針

学校等における児童等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、学校等（注1）における児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の安全を確保するために行う方策を示すことにより、学校等における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、学校等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の種別、管理体制の整備状況、学校等の施設の態様、学校等及び地域の実情に応じて適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 不審者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防止するため、以下のような取組に努めるものとする。

(1) 出入口の限定

学校等の施設から見通しが確保された門等、出入口を限定する。

(2) 門扉等の施錠等の措置

普段使用しない門扉等は、確実に施錠する。

(3) 出入者の把握

ア 関係者以外の立入を禁止する旨の立札、看板等の門等への設置

イ 来訪者用の入口及び受付（事務室等）の明示並びに経路の表示

ウ 来訪者に対して受付における氏名等の記載（受付票等）及び来訪者証の着用の要請

エ 来訪者への積極的な声かけの励行

(4) 防犯設備等の設置と活用

警報装置（注2）、通報装置（注3）、通報システム（注4）、防犯カメラ等の防犯設備やさすまた、防犯スプレー等の防犯器具を設置し、効果的に活用する。

防犯カメラを設置する場合は、以下の項目に配慮する。

ア 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等の検討による適切な配置と管理体制の整備

イ 設置区域内の見やすい場所への防犯カメラ作動中の明示をはじめとする個人のプライバシーに配慮した適切な運用

(5) 教室、職員室等の配置等

ア 来訪者への対応や見通しの確保に配慮した教室、職員室、事務室等の配置の検討

イ 職員室、事務室等が2階など接地階以外に配置されている場合は、玄関と職員室等と連動したインターホンの設置

(6) 学校等の教職員(以下「教職員等」という。)による学校等の内外の巡視

2 施設・設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、以下のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

(1) 門、圍障、窓、出入口、外灯、附属建物、施錠設備等

(2) 死角の原因となる障害物

(3) 警報装置、通報装置、通報システム、防犯カメラ等の防犯設備

(4) さすまた、防犯スプレー等の防犯器具

3 安全教育の充実

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識の習得や危険を予測し回避できる能力の育成のため、以下のような安全教育の充実に努めるものとする。

(1) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練、防犯訓練の実施

(2) 地域における危険箇所及び「こども110番のいえ(注5)」等の緊急避難場所の周知

(3) 「安全マップの作成」等地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ教育の実施

(4) 児童等の防犯ブザー等の携帯と使用方法の周知

4 保護者、地域住民及び関係団体(P T A、自治会等)との連携

保護者、地域住民及び関係団体と連携し、児童等の安全につながるよう以下のような取組に努めるものとする。

(1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼

ア 学校等の内外における巡回協力

イ 学校等の活動における地域活動団体の協力

ウ 不審者発見時の警察及び学校等への通報

エ 児童等へのあいさつ運動や声かけ運動

(2) 注意喚起文書等の配布等、速やかな周知体制の整備

(3) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所との連携の強化及び整備の拡大

(4) 学校等の内外における巡視及び安全確保活動

(5) 警察、保護者、地域住民及び関係団体との情報の共有化

5 緊急時に備えた体制の整備等

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて、警察、消防等の関係機関等と連携し、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定、点検、評価
- (2) 教職員等の危機対応能力の向上を図るための指導、研修、訓練の実施
- (3) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校等の方法の決定
- (4) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合の緊急時における教職員等の連携に基づく緊急体制（監視・侵入阻止・排除体制及び警察への通報、児童等の避難誘導方法）の確立
- (5) 学校行事等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (6) 遠足等、施設外での活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (7) 学校等の内外における巡視
- (8) 安全教室、護身術等の防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
- (9) 近隣の学校等、警察、県、市町村その他関係機関との情報連絡網の整備
- (10) 臨床心理士、スクールカウンセラー等の専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

(注1)：「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校(高等課程に係るものに限る。)、児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)、放課後子どもプラン推進事業の用に供される施設、学習塾等をいう。

(注2)：「警報装置」とは、警報ベル、ブザー等をいう。

(注3)：「通報装置」とは、赤外線センサー、モニター付きインターホン等をいう。

(注4)：「通報システム」とは、校内緊急通話システム、警備会社との連絡システム等をいう。

(注5)：「こども110番のいえ」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいう。

通学路等における児童等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第17条第1項の規定に基づき、児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の通学又は通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全を確保するために行う方策を示すことにより、通学路等における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等（注1）を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）、児童等の保護者、地域住民、通学路等の管理者及び当該通学路等の所在する区域を管轄する警察署長に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等、通学路等の整備状況、地域住民等の意見等を踏まえ、学校等及び地域の実情に応じて適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 安全教育の充実

学校等の設置者等、児童等の保護者、地域住民及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、相互に連携し、児童等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の習得や危険予測能力の育成のため、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 「安全マップ」等の作成を通じた児童等の危険予測能力の向上
 - ア 誰もが入りやすく、犯罪が起きても気づきにくい駐車場等の危険箇所
 - イ 暗く人目に付きにくい地下道や廃屋・空き家等特に安全上注意を払うべき場所
 - ウ 落書きやゴミ等が散乱している場所
 - エ 交番、駐在所等の警察施設等いざという時に逃げ込める場所
 - オ 「こども110番のいえ（注2）」等の緊急避難場所
- (2) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所への駆け込み訓練の実施
- (3) 通学路等において誘拐、連れ去り等に遭わないための対応訓練の実施
- (4) 防犯ブザー等の使用方法の周知

2 学校等の設置者等による取組

学校等の設置者等は、児童等が通学路等で犯罪の被害に遭わないよう、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 学校等の教職員(以下「教職員等」という。)による登下校時等における通学路等の巡回
- (2) 危険な状況の発生に関する情報がある場合のマニュアル等の策定
 - ア 緊急時の警察等への通報及びパトロールの強化要請の方法
 - イ 情報内容に応じた集団登下校の実施等、登下校方法
 - ウ 保護者に対する連絡体制
 - エ 注意喚起文書等の配布等、速やかな周知体制
 - オ 近隣の学校等との情報提供体制
 - カ 教職員等の役割分担
- (3) 児童等の防犯ブザー等の携帯
- (4) 登下校時等における門等での指導
- (5) 学習塾における児童等の通塾方法・経路の把握
- (6) 保護者との緊密な連絡体制の確立

3 児童等の保護者による取組

児童等の保護者は、児童等が犯罪の被害者にならないよう成長段階に応じて、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 「遊びに行く際の帰宅時間の設定」や「外出時の行き先等の連絡」等防犯に関する各家庭でのルールづくりの促進
- (2) 買物等外出時を利用した児童等への自宅付近の危険箇所及び「こども110番のいえ」等の緊急避難場所、避難方法の教示
- (3) 入学時、新学期等に、児童等の通学路の確認、危険箇所の把握と不審者への対処要領などの教示
- (4) 近所に対しての児童等の安全確保に関する依頼
- (5) 通塾・退塾時の可能な限りの保護者の付き添い。また、付き添うことが困難な場合の複数の児童等による集団通塾・退塾の指導

4 関係団体（PTA、自治会等）との連携

関係団体と連携し、児童等の安全につながるよう、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 登下校時等の巡回及び安全確保活動
- (2) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所との連携の強化及び整備の拡大
- (3) 通学路等及び周辺の廃屋・空き家等の安全点検の実施
- (4) 地域住民が不審者を発見した場合の警察、学校等への通報依頼
- (5) 警備業者や関係団体相互の連携強化
- (6) 児童等へのあいさつや声かけ運動、通学路等での見守り活動等の推進
- (7) 児童等との合同清掃活動等を利用した危険箇所の改善に向けた取組の実施

5 防犯活動団体との連携

特に地域で児童等の登下校時の見守り活動を行っている団体やタウンポリス(注3)、地域安全推進協議会(注4)等の防犯活動団体と連携し、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 通学路等及び周辺の廃屋・空き家等の安全点検の実施
- (2) 通学路等での見守り活動等の推進
- (3) 情報の共有化

(注1)：「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校(高等課程に係るものに限る。)、児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)、放課後子どもプラン推進事業の用に供される施設、学習塾等をいう。

(注2)：「こども110番のいえ」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいう。

(注3)：「タウンポリス」とは、地域住民による自主防犯組織で、犯罪の予防などのために防犯パトロール、道路、公園等の安全点検等の環境点検活動等を重点的に行う団体として、警察署が支援・援助を行っている団体をいう。

(注4)：「地域安全推進協議会」とは、地区地域安全協(議)会長と警察署長から委嘱された地域安全推進員により組織された団体をいい、構成員である地域安全推進員は、地域安全に関する情報の地域住民への伝達、地域住民の意見及び要望の取りまとめ等を行う地域住民との連絡拠点としての活動を行っている。

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第21条第1項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者等に対し、道路等の防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、道路等の関係法令等との関係、計画上及び設計上の制約、管理体制の整備状況、地域の実情等に配慮し、対応が可能と判断される項目について適用するものとする。
- (4) この指針に基づく取組の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望、その他防犯対策を講ずる必要性を検討して、推進するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する事項

1 道路

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪企図者(注1)が対象者又は対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造、幅員、周辺の状況等を勘案し、縁石や防護柵、植栽等により歩道と車道を分離すること。

(2) 見通しの確保

ア 道路上の柵、標識等の工作物は、道路の見通しを妨げないよう設置すること。

イ 道路の植栽等は、下枝等が道路の見通しを妨げないよう地域住民やロードボランティア(注2)と協力して剪定作業等を行うこと。

(3) 照度の確保

道路照明(注3)や防犯灯等の照明設備は、夜間又は地下道等(注4)において、人の行動を視認できる程度以上の照度(注5)を確保すること。

(4) 防犯設備の設置

地下道等、周囲からの見通しが悪く、出入口が限られている場所にあつては、必要に応じ防犯ベル等の防犯設備を設置すること。

2 公園

公園において発生するちかん行為や不審者による子どもへの声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が対象者又は対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しや照度を確保するなど、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 見通しの確保

ア 植栽

植栽については、周囲の道路、住居、園路等からの死角を作らないこと。

イ 囲障

囲障を設ける場合は、見通しのよいフェンス、柵等を設置すること。

ウ 遊具

遊具等の選定、配置については、周囲から見通すことができない空間を作らないこと。

(2) 照度の確保

夜間、通路として日常的に利用されている園路は、公園灯等により、人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保すること。

(3) 便所を設置する場合の配慮事項

ア 配置

園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しがよい場所に設置すること。

イ 照明設備

建物の出入口付近及び内部は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度（注6）を確保すること。

(4) 防犯設備

見通しの確保ができない場所や便所等では、必要に応じて防犯ベル等を設置すること。

3 駐車場及び駐輪場

駐車場及び駐輪場（住宅の設備等として設けるものを除く。以下「駐車場等」という。）において発生する乗り物盗、車上ねらい等を防止するため、犯罪企図者が対象者又は対象物に近づきにくいように、フェンス、柵等による周囲との区分、見通しや照度の確保など、利用形態や規模に応じて可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) フェンス、柵等による周囲との区分

駐車場等の外周をフェンス、柵等で囲み、周囲と区分すること。

(2) 見通しの確保

- ・ 駐車場等のフェンス、柵等の設置に当たっては、メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど、周囲からの見通しを確保すること。

- ・ 見通しが悪く、死角になる箇所は、必要に応じてミラーを設置するなど、場内の見通しを確保すること。

(3) 照度の確保

地下又は屋内の駐車場については、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面においては10ルクス以上の照度を確保し、また、屋外の駐車場についても必要に応じて防犯灯等により、地下又は屋内の駐車場の駐車の用に供する部分の床面と同等の照度を確保すること。

(4) 管理体制の充実

必要に応じて、出入口には自動ゲート管理システムの設置や管理人の配置を行い、防犯カメラ等の防犯設備を設置して場内の状況等を把握すること。

(5) 盗難防止措置

駐輪場においては、必要に応じてチェーン用バーラック（注7）、サイクルラック（注8）等を設置し、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるよう盗難防止に有効な措置を講ずること。

(6) 広報

犯罪の発生状況に応じて、利用者に対し、看板、貼り紙等により、「カギ掛け」の励行など防犯のための広報（注9）を実施すること。

4 その他

(1) 地域住民との連携による整備・管理等

道路等の整備・管理等は、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進するとともに、落書き消しやゴミの不法投棄への対応等も適切に行うこと。

(2) 防犯カメラ

防犯設備として防犯カメラを設置する場合は、その適正な運用を図るため、可能な限り以下の項目に配慮する。

ア 配置等

- (ア) 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。
- (イ) 防犯カメラの画像を録画する記録装置を設置することが望ましい。
- (ウ) 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとすること。

イ 個人のプライバシーの保護への配慮

- (ア) 設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが作動していることを明示すること。
- (イ) 画像の保存期間は、目的達成のため必要最小限の期間とし、保存期間が終了したときは、確実に画像を消去すること。
- (ウ) 適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定すること。

- (エ) 画像が記録された媒体は、管理責任者が指定した施設された場所に保管し、また、記録された画像へのアクセスについても管理責任者が指定した場所で行うこと。
- (オ) 画像が記録された媒体は、法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の用途に供し 又は第三者に提供しないこと
- (カ) 道路等を設置し、又は管理する者は、適正な管理、運用に当たっての規程を作成し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めること。

(注1)：「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2)：「ロードボランティア」とは、道路での美化や清掃、緑化等のボランティア活動に取り組んでいる地域住民や老人会、婦人会、学校、企業等の団体や個人で、申請により、土木事務所長が認定しているものをいう。

(注3)：「道路照明」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に、交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

(注4)：「地下道等」とは、地下道ほか、ガード下等の人車が通行する道路をいう。

(注5)：「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注6)：「人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動等が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注7)：「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注8)：「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、一台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

(注9)：「防犯のための広報」とは、自動車についてはカギ掛けや貴重品の車内の保管の禁止、オートバイについてはハンドルロック、自転車についてはツーロックなどのカギ掛けの呼びかけのほか、管轄警察署から入手した犯罪情報及び防犯グッズ等を紹介することをいう。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第22条第1項の規定に基づき、住宅（共同住宅及び一戸建住宅をいう。以下同じ）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、新築される住宅及び改修される既存の住宅を対象とする。
- (2) この指針は、住宅の新築又は改修に際し、住宅を建築しようとする者又は住宅の所有者若しくは管理者に対し、住宅の防犯性の向上に係る企画・設計・施設整備及び管理上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が可能と判断される項目について適用するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

1 共同住宅

(1) 共用部分

ア 共用出入口

(ア) 共用玄関

- ・ 共用玄関は、道路等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 道路等からの見通しが確保されない場合は、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずる。

(イ) 共用玄関扉

- ・ 共用玄関には、扉を設置することが望ましく、扉は透明ガラス等を使用するなどし、扉の内外を相互に見通せる構造とすることが望ましい。
- ・ 居住者が来訪者を確認の上で解錠するオートロックシステム（注1）等を導入し、人の出入りが制限できる構造とし、共用玄関以外の共用出入口は自動施錠機能付き扉とすることが望ましい。

(ウ) 照明設備

- ・ 共用玄関の照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保できるものとする。
- ・ 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度（注3）を確保できるものとする。

- ・ 夜間においては、不審者の立入を威嚇し、居住者が帰宅時に周囲の様子を視認できるように、常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付きライト（以下「センサーライト（注4）」という。）を設置することが望ましい。

イ 管理人室

- ・ 管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造又はこれらに近接した位置に配置する。
- ・ 管理人室の窓は、共用玄関からの人の出入りが確認できるような位置を考慮して設置する。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 配置

- ・ 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等から見通せる位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずることが望ましい。

(イ) 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

(ウ) 郵便受箱

- ・ 郵便受箱は、施錠可能なものとする。
- ・ 共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型（注5）等とすることが望ましい。

エ エレベーターホール

(ア) 配置

- ・ 共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等から見通せる位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずる。

(イ) 照明設備

- ・ 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。
- ・ その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

オ エレベーター

(ア) 扉

かご及び昇降路の出入口の扉は、かご内の状況を外部から確認できる構造の窓を設置する。

(イ) 照明設備

かご内の照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

(ウ) 防犯カメラ

かご内には、防犯カメラを設置する。

(エ) 非常の場合の外部通報・連絡方法

- ・ 非常時に備えて、押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。
- ・ 押しボタン等は、誰もが利用しやすい位置を考慮して設置し、警報ブザーは、管理人室又は警備会社等、外部に通報できるものが望ましい。

カ 共用廊下、共用階段

(ア) 配置・構造等

- ・ 共用廊下、共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保された配置又は構造とすることが望ましい。

また、共用廊下又は共用階段が住戸のバルコニー等に近接する場合は、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。

- ・ 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部から見通しが確保され、また、屋内に設置されるものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとするのが望ましい。

(イ) 照明設備

共用廊下、共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の顔及び行動が識別できる程度以上の明るさを確保できるものとする。

キ 駐車場、駐輪場

(ア) 配置等

- ・ 屋外に設置する場合は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、屋根を設ける場合は、住戸のバルコニーや窓等上方への足場とならない構造、形態、位置とする。
- ・ 屋内に設置する場合は、構造上支障のない範囲で外部から場内の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。
- ・ 地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合には管理者等が場内の状況を把握できるように防犯カメラを設置し、さらに見通しが悪く死角となる箇所にはミラーを設置する。

(イ) 門扉・シャッター

駐車場は、居住者以外の車両の出入りを制限するため、オートバリカー(注6)等施錠可能な門扉・シャッターを設置することが望ましい。

(ウ) 盗難防止措置

駐輪場は、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるようにチェーン用バーラック(注7)又はサイクルラック(注8)等の盗難防止に有効な措置が講じられたものとする。

(エ) 照明設備

駐車場、駐輪場には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度(注9)を確保することができる照明設備を設置する。

ク 児童遊園、広場、緑地、敷地内通路

(ア) 配置

児童遊園、広場、緑地、敷地内通路(以下「児童遊園等」という。)は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 照明設備

児童遊園等には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保することができる照明設備を設置する。

ケ 塀、柵、生け垣

塀、柵、生け垣は、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう設置するとともに、侵入の足場とならない配置・構造とする。

コ 屋上

- ・ 屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものとする。
- ・ 屋上がバルコニー等に近接する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

サ ゴミ置き場

- ・ ゴミ置き場は、道路等から見通しが確保され、住棟等と近接する場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。
- ・ ゴミ置き場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置したものとすることが望ましい。

シ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

ス 防犯カメラ

(ア) 配置等

- ・ 防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。
- ・ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。
- ・ 防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置することが望ましい。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとす。

(イ) 個人のプライバシーの保護への配慮

- ・ 設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが作動していることを明示する。
- ・ 画像の保存期間は、目的達成のため必要最小限の期間とし、保存期間が終了したときは、確実に画像を消去する。
- ・ 適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定する。
- ・ 画像が記録された媒体は、管理責任者が指定した施錠された場所に保管し、また、記録された画像へのアクセスについても管理責任者が指定した場所で行う。

- ・ 画像が記録された媒体は、法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の用途に供し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 適正な管理、運用に当たっての規程を作成し、居住者等に周知する。

(2) 専用（住戸）部分

ア 玄関

(ア) 配置・構造等

- ・ 扉は、防犯建物部品等（注10）の扉（枠を含む。以下同じ。）とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、サムターン回し（注11）等の侵入手口を防止するため、ガードプレート（注12）を設置するなど、扉と扉枠との隙間が見えない構造とする。
- ・ 郵便受口を取り付けた扉は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、郵便受口から室内が見えないよう受け箱（内蓋）を取り付け、サムターン等の解錠装置まで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。
- ・ 扉に明かり取りガラスを設ける場合は、防犯建物部品等のガラスとする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されてもサムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。

(イ) 錠等

- ・ 錠は、防犯建物部品等の錠とする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、面付箱錠、彫込箱錠等の破壊が困難なもので、ピッキング（注13）が困難な構造のシリンダーを有したものや、カム送り（注14）等の侵入手口を防ぐため、扉等とシリンダーに隙間がない構造とする。
- ・ 主錠のほかに、補助錠を設置することが望ましい。

(ウ) ドアスコープ・ドアガード

扉を開けずに外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ（注15）等を設置し、錠の機能を補完するドアガード（注16）等を設置する。

(エ) インターホン・ドアホン

住戸玄関の外側との間で通話が可能機能等を有するインターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

(オ) 照明設備

玄関及び勝手口等出入口付近の照明設備は、人の顔や行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとし、夜間において不審者への威嚇や帰宅時に周囲の様子を確認できるように、玄関付近には常時点灯するライト又はセンサーライトを設置することが望ましい。

イ 窓

(ア) 共用廊下に面する窓

共用廊下に面する窓や接地階の外部に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウインドフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、補助錠の設置等の侵入防止に有効な措置を講じる。

(イ) バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、錠付きクレセント、補助錠、シャッターサッシ等を設置することが望ましい。

ウ バルコニー

(ア) 配置等

バルコニーは、縦樋、階段の手すり、駐車場、駐輪場、物置、庭木等を足場として侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は階段の手すり等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

(イ) 手すり等

手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、道路、共用廊下及び居室の窓等から見通しが確保された構造のものとする。ことが望ましい。

2 一戸建住宅

(1) 玄関扉、玄関戸等

ア 扉・戸の材質、構造

- ・ 扉の場合は、防犯建物部品等の扉とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、ガードプレートを設置するなど、扉と扉枠との隙間が見えない構造とする。
- ・ 扉に明かり取りガラスを設ける場合は、防犯建物部品等のガラスとする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されてもサムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。
- ・ 郵便受口を取り付けた扉又は戸は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、郵便受口から室内が見えないように受け箱（内蓋）を取り付け、サムターン等の解錠装置まで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。
- ・ 引き戸の場合は、防犯建物部品等の引き戸とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されても手を差し込められないように、格子の間隔を小さいものとする。

イ 錠

錠は、防犯建物部品等の錠とする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、主錠のほかに、補助錠を設置することが望ましい。

ウ ドアスコープ

扉を開けずに外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置する。

エ インターホン・ドアホン

住戸玄関と外側との間の通話機能等を有するインターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

オ 照明設備

玄関及び勝手口付近の照明設備は、人の顔や行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保するものとし、玄関付近には常時点灯するライト又はセンサーライトを設置する。

(2) 窓

ア 1階部分の窓

1階部分の窓（バルコニー等に面する窓を除く。）は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、補助錠の設置等の侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、錠付きクレセント、補助錠、シャッターサッシ等を設置することが望ましい。

(3) バルコニー

ア 配置等

バルコニーは、縦樋、車庫、物置、庭木等を足場として侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は車庫等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

イ 手すり等

手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、道路及び居室の窓等から見通しが確保された構造のものとするのが望ましい。

(4) 車庫、自転車・オートバイ置き場

- ・ 車庫、自転車・オートバイ置き場は、道路又は居室の窓等から見通しが確保された配置・構造とする。
- ・ 居住者以外の出入りを制限するための施錠可能な門扉・シャッター等を設置することが望ましい。
- ・ 屋根を設ける場合には、住宅への侵入の足場とならないような配置・構造とする。

(5) 塀、柵、生け垣

塀、柵、生け垣は、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配置するとともに、侵入の足場とならない配置・構造とする。

(6) 物置等

物置等は、道路等から見通しが確保され、住宅への侵入の足場とならないように配置する。

第3 犯罪の防止に配慮した共同住宅の管理に関する事項

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

- (1) 防犯設備の点検整備
オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検整備する。
- (2) 死角となる物の除去
共用廊下、共用玄関等の物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し、見通しを確保する。
- (3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等
植栽については、周囲から見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするために、樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。また、定期的な剪定又は伐採を行い、茂りすぎによる死角となる箇所の発生を防ぐ。
- (4) 屋外の設置物等の維持管理
屋外に設置された機器等は、侵入の足場とならないように適切な場所に配置する。
- (5) 照明設備の点検整備
照明設備について、適正な照度を確保しているかを定期的に点検・整備する。
- (6) 可燃物等の除去
段ボール紙等の燃えやすいものをゴミ置き場や敷地内に放置したままにしない。

2 居住者等による自主防犯体制の確立等

- (1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進
共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進する。
- (2) 管轄警察署との連携
防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署との連携に努める。

(注1)：「オートロックシステム」とは、共用玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、共用玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいう。「電気錠」とは、暗証番号、カードキーにより解錠される錠をいう。

(注2)：「人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注3)：「人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰かわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。

(注4)：「センサーライト」とは、夜間において人の動きを検知して点灯するライトをいう。

- (注5)：「壁貫通型」とは、投入口を玄関扉の外側に設け、受取口を内側に設けた構造のものをいう。
- (注6)：「オートバリカー」とは、リモコンにより駐車場出入口に設置したチェーンが上下に作動し、侵入防止を図る設備をいう。
- (注7)：「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。
- (注8)：「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、一台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。
- (注9)：「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。
- (注10)：「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。
- (注11)：「サムターン回し」とは、カギを使用せず、扉に取り付けてある郵便受けを破壊して手に入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、扉内側(室内側)の施錠操作のつまみ(サムターン)を回して解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注12)：「ガードプレート」とは、錠のデッドボルト(かんぬき)が見えないよう、扉と扉枠の隙間を隠すためのカバー(板)をいう。
- (注13)：「ピッキング」とは、錠前のシリンダー(カギ穴周辺の円筒)部分に特殊な工具を差し込んで解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注14)：「カム送り」とは、特殊な工具を用いて、錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてデッドボルト(かんぬき)を作動させて解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注15)：「ドアスコープ」とは、扉を開けずに室内から訪問客を確認でき外部の様子を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。ただし、外から簡単に外されないものを取り付けることが必要である。
- (注16)：「ドアガード」とは、室内から扉を僅かに開けて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。

参考資料3 高知県安全安心まちづくり検討会等の開催状況

1 高知県安全安心まちづくり検討会 委員名簿

(五十音順)

氏名	役職	備考
足達 和世	一般社団法人香南市観光協会事務局長	副会長
池ノ上 宏文	高知県小中学校PTA連合会会長	
氏家 千加	YCPK代表	
岡部 早苗	社団法人高知県建築士会理事	
小栗 一彦	高知県小中学校長会事務局次長	会長
鈴木 彬夫	財団法人高知県老人クラブ連合会理事	
須内 宗一	高知市市民協働部参事	
高橋 尚良	高知県タウンポリス連絡協議会会長	
田村 みどり	高知県地域安全アドバイザー連絡会代表	
寺尾 敦子	高知県連合婦人会会長	
前田 長司	高知県民生委員児童委員協議会連合会会長	
水田 信幸	高知県経営者協会専務理事	
壬生 澄雄	社団法人高知県防犯協会専務理事	
山中 千枝子	千斗枝グローバル教育研究所代表	

2 高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議 委員名簿

知事部局	南海地震対策課長、地域福祉政策課長、高齢者福祉課長 障害保健福祉課長、児童家庭課長、私学・大学支援課長、 県民生活・男女共同参画課長、地域づくり支援課長、観光政策課長 道路課長、都市計画課長、公園下水道課長、住宅課長、建築指導課長
教育委員会	幼保支援課長、生涯学習課長、人権教育課長、スポーツ健康教育課長
警察本部	生活安全企画課長、少年課長
事務局	文化生活部県民生活・男女共同参画課

3 検討会及び庁内推進会議の開催状況

高知県安全安心まちづくり検討会

会議名	日 時	会 場	テ ー マ
第1回	平成23年 9月 6日 14:00～	県警本部	条例施行に至る経緯の報告 推進計画に基づく取組結果の報告 2次計画策定の必要性 策定作業スケジュール
第2回	平成23年12月 7日 14:00～	県警本部	2次計画素案の内容検討 策定スケジュールの確認
第3回	平成24年 2月21日 10:00～	県警本部	2次計画案の内容検討・提案決議

高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議

会議名	日 時	会 場	テ ー マ
第1回	平成23年 4月19日 10:00～	森連会館	推進計画に基づく取組と実績報告 2次計画の策定
第2回	平成23年 9月 9日 14:00～	県警本部	策定作業の進捗状況 2次計画の取組内容の確認、検討 2次計画素案のイメージ
第3回	平成23年12月 6日 10:00～	県警本部	2次計画素案の内容検討 策定スケジュールの確認

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画

発行 高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課

事務局 高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話 088-823-9319 (直通)

高知県教育委員会 学校安全対策課
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
電話 088-821-4928 (直通)

高知県警察本部生活安全部 生活安全企画課
〒780-8544 高知市丸ノ内2丁目4番30号
電話 088-826-0110 (代表)